

第3次指宿市男女共同参画基本計画

女性活躍推進計画／配偶者暴力防止基本計画

2022～2031

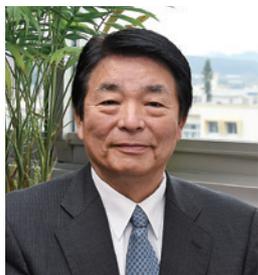


SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2022年3月
指宿市

はじめに



すべての個人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、自らの意思によって、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会^{※1}の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、それに基づく男女共同参画基本計画をはじめとする様々な取組が進められてきました。

本市においては、男女共同参画社会基本法に基づき「第2次指宿市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のために様々な施策を推進してまいりました。

その一つとして、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^{※2}も推進してきたところです。

しかし、依然として社会全体において性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在し、これに基づく社会通念や慣行などが残っています。

このような状況を踏まえ「第3次指宿市男女共同参画基本計画」は、引き続き様々な施策を総合的かつ計画的に推進し、新たに「配偶者暴力防止法」^{※3}に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」を推進していくこととしております。今後とも、市民の皆様のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、この計画の策定にあたり、多くの皆様に貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

指宿市長 打越 明司

目次

第1章 計画策定にあたって 3

 1 策定の趣旨

 2 計画の性格

 3 世界・国・県の動き

第2章 計画の基本的な考え方 7

 1 基本理念

 2 基本目標

 3 重点目標

 4 戦略的取組

 5 計画の期間

 6 施策の体系

第3章 計画の内容 11

重点目標 1 男女共同参画社会^{※1}の形成に向けた固定的性別役割分担意識^{※4}の解消、教育・学習の推進 12

重点目標 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 16

重点目標 3 すべての人が能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備 18

重点目標 4 生涯を通じた男女の健康支援 22

重点目標 5 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶 25

重点目標 6 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備 33

重点目標 7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進 37

数値目標について 41

第4章 計画の推進体制 43

第5章 資料 45

- 1 用語解説
- 2 関係法令

※本文中、*をつけた用語については、P 46 からの「用語解説」で解説しています。
 ※グラフについては、四捨五入を用いて割合を算出しているため、合計が100% とならない場合があります。

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

平成 18（2006）年 1 月 1 日の合併により新「指宿市」が誕生したのを機に、合併による状況の変化や国の男女共同参画基本計画に対応した新たな「指宿市男女共同参画基本計画」（平成 20（2008）年 3 月）を策定し、さらに平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間の計画で「第 2 次指宿市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。この間、本市では、市民の意識の醸成を図るための男女共同参画市民講座や出前講座の実施、市民団体と協働した啓発活動など、男女共同参画社会^{※1}を目指し、市民と行政が一体となった様々な取組を行ってきました。

しかしながら、令和元年度に実施した「市民意識調査」によると依然として学校、職場、地域など社会の様々な場において、性別等による固定的性別役割分担意識^{※4}や慣行などが存在しています。

また、新型コロナウイルス感染症、少子高齢化の進行、人口減少問題、情報通信の高度化、地域社会の多様化など、社会・経済環境は急激に変化しており、この変化に対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が緊急かつ重要な課題となっています。

このようなことから、さらなる男女共同参画社会の実現を図るため、本計画を第 3 次指宿市男女共同参画基本計画と位置付け、策定しました。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく法定計画であり、国の計画との整合及び県の計画を勘案して策定する本市における男女共同参画社会^{※1}づくりの基本となる計画です。
- (2) 本計画は、「第二次指宿市総合振興計画」及び関係計画等と連携を図りながら、男女共同参画社会基本法第 15 条の規定に基づき、市の各分野の施策を男女共同参画の視点に立って総合的に展開します。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として策定するものです。
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」として策定するものです。
- (5) 本計画は、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が一体となって行う取組の指針となるものです。
- (6) 本計画は、SDGs^{※5}（持続可能な開発目標）と関連しています。
SDGs ならびに本計画の双方を推進するため、各目標に該当する口ゴを掲載しています。

3 世界・国・県の動き

年	区分	事 項
1975 (昭和 50)	世界	メキシコシティで開催した第 1 回世界女性会議「国際婦人年世界会議」において、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」を採択 昭和 51 年から 10 年間を「国連婦人の 10 年」と決定
1977 (昭和 52)	国	「国内行動計画」（昭和 52 年～昭和 61 年）を策定
1979 (昭和 54)	世界	国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約 ^{*6} 」という。）を採択
1985 (昭和 60)	世界	国連婦人の 10 年最終年世界会議（第 3 回世界女性会議）において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
	国	「女子差別撤廃条約」を批准 「男女雇用機会均等法 ^{*7} 」公布（昭和 61 年施行）
1987 (昭和 62)	国	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1991 (平成 3)	県	「男女共同参加型社会の形成」を施策の基本方向として示し、これに基づき「鹿児島女性プラン 21」（平成 3 年度～平成 12 年度）を策定
1993 (平成 5)	世界	世界人権会議「ウィーン宣言」採択 「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994 (平成 6)	世界	国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択
	国	総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置し、さらに、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部を設置
1995 (平成 7)	世界	北京で開催した第 4 回世界女性会議において、平成 12 年までに取り組む重点的課題を定めた「北京宣言及び行動綱領」を採択
1996 (平成 8)	国	男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会 ^{*1} の形成の促進に関する平成 12 年度までの国内行動計画」を策定

年	区分	事 項
1998 (平成 10)	国	男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法」について答申（平成 11 年 6 月施行）
1999 (平成 11)	国	「男女共同参画社会基本法」公布・施行
	県	鹿児島県総合基本計画第 3 期実施計画において、「男女共同参画社会 ^{※1} の形成」が施策の基本方向の一つとして示され、新たな行動計画として「かごしまハーモニープラン」（平成 11 年度～平成 20 年度）を策定
2000 (平成 12)	世界	国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」をニューヨークで開催 「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）を採択
	国	男女共同参画基本法に基づく初めての法定計画として「男女共同参画基本計画」を策定
2001 (平成 13)	国	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布・施行
	県	「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布 (平成 14 年施行)
2003 (平成 15)	国	男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行
2005 (平成 17)	世界	第 49 回国連婦人の地位向上委員会「北京+10」 (ニューヨーク)
	国	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
2006 (平成 18)	県	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定
2007 (平成 19)	国	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） ^{※8} 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定

年	区分	事 項
2008 (平成 20)	国	男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定
	県	「鹿児島県男女共同参画基本計画」（平成 20 年度～平成 24 年度）策定
2009 (平成 21)	県	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定
2010 (平成 22)	国	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） ^{※8} 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定
2011 (平成 23)	世界	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメント ^{※9} のための国連機関）正式発足
2012 (平成 24)	国	「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」策定
2013 (平成 25)	県	「第 2 次鹿児島県男女共同参画基本計画」（平成 25 年度～平成 29 年度）策定
2015 (平成 27)	国	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布・施行 （一部については平成 28 年 4 月 1 日施行）
2016 (平成 28)	国	「育児・介護休業法」改正（平成 29 年施行） 「男女雇用機会均等法 ^{※7} 」改正（平成 29 年施行） 「ストーカー規制法」改正（平成 29 年施行） 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
2017 (平成 29)	県	「鹿児島県女性活躍推進計画」策定
2018 (平成 30)	県	「第 3 次鹿児島県男女共同参画基本計画」（平成 30 年度～平成 34 年）策定
2020 (令和 2)	国	「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年度～令和 7 年度）策定



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第3条から第7条に規定する基本理念に基づき策定します。

(1) 男女の人権の尊重 (第3条)

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮 (第4条)

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるような社会の制度や慣行の在り方を考えていくことが大切です。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画 (第5条)

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保できるようにすることが必要です。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 (第6条)

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事と地域活動等と両立させることができるようにすることが大切です。

(5) 国際的協調 (第7条)

男女共同参画社会^{※1}づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

○計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

2 基本目標

男女共同参画社会^{※1}の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」は、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が市民一人ひとりの意識に深く浸透し、あらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた行動に結びつくことを目指して、次の基本目標を定めます。

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して快適に暮らすことができる社会づくり

3 重点目標

第2次計画策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の7つの「重点目標」を設定します。

- 1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識^{※4}の解消、教育・学習の推進
- 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 3 すべての人が能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備
- 4 生涯を通じた男女の健康支援
- 5 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 6 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備
- 7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

4 戦略的取組

男女共同参画を推進するため、特に緊急かつ重要な課題解決に向けて重点的、集中的、組織横断的に推進するべき次の3つの取組を、「戦略的取組」として位置づけます。

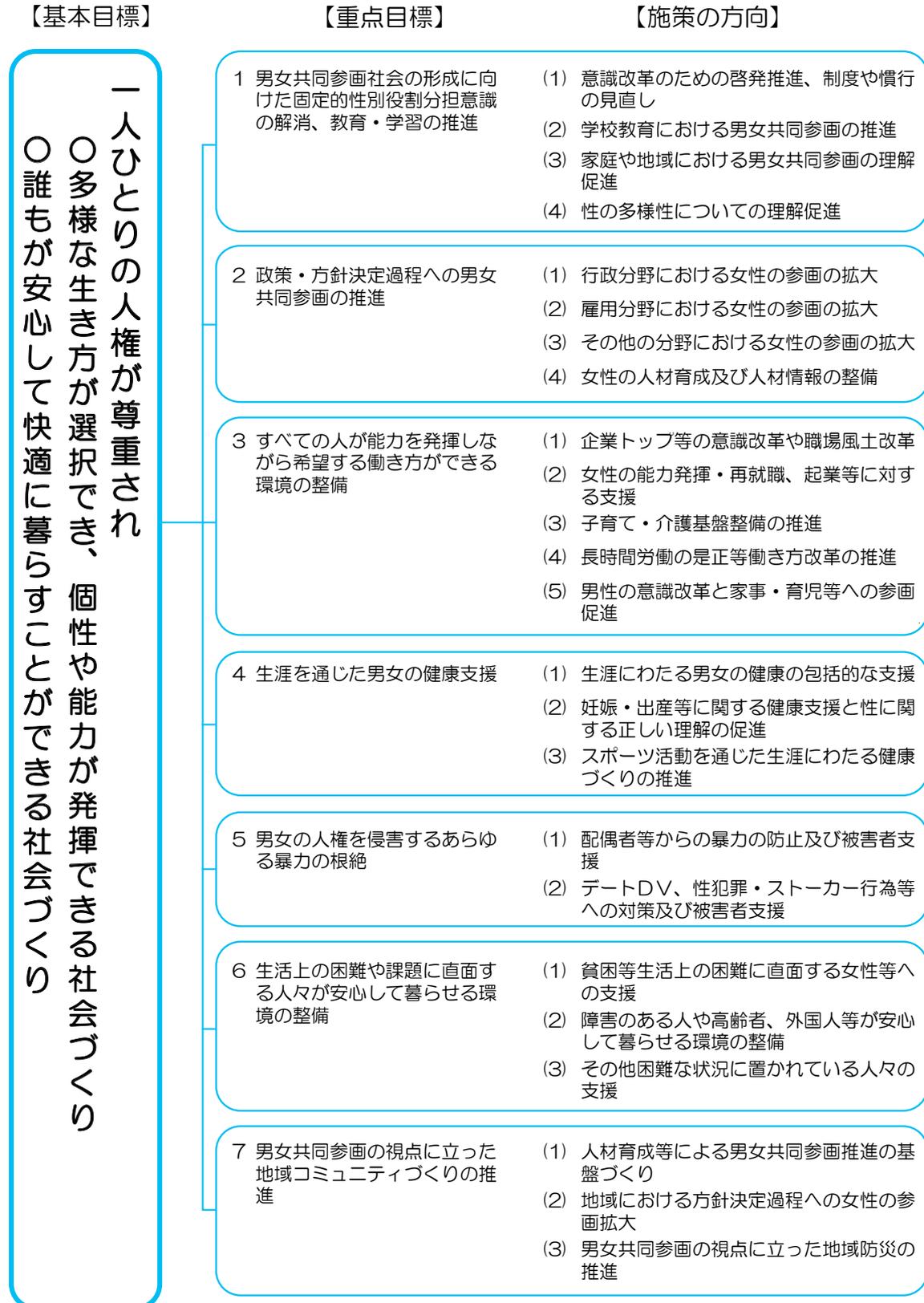
- 1 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりに向けた取組
- 3 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取組

5 計画の期間

この計画の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

ただし、この間、社会情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるために必要に応じて計画の見直しを行います。

6 施策の体系



第3章 計画の内容





男女共同参画社会^{*1}の形成に向けた固定的性別役割分担意識^{*4}の解消、教育・学習の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものの多くが、固定的な性別役割分担に基づく制度や慣行等です。男女の様々な生き方の個性と能力の発揮を妨げるおそれがあり、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識に大きく影響を及ぼしています。

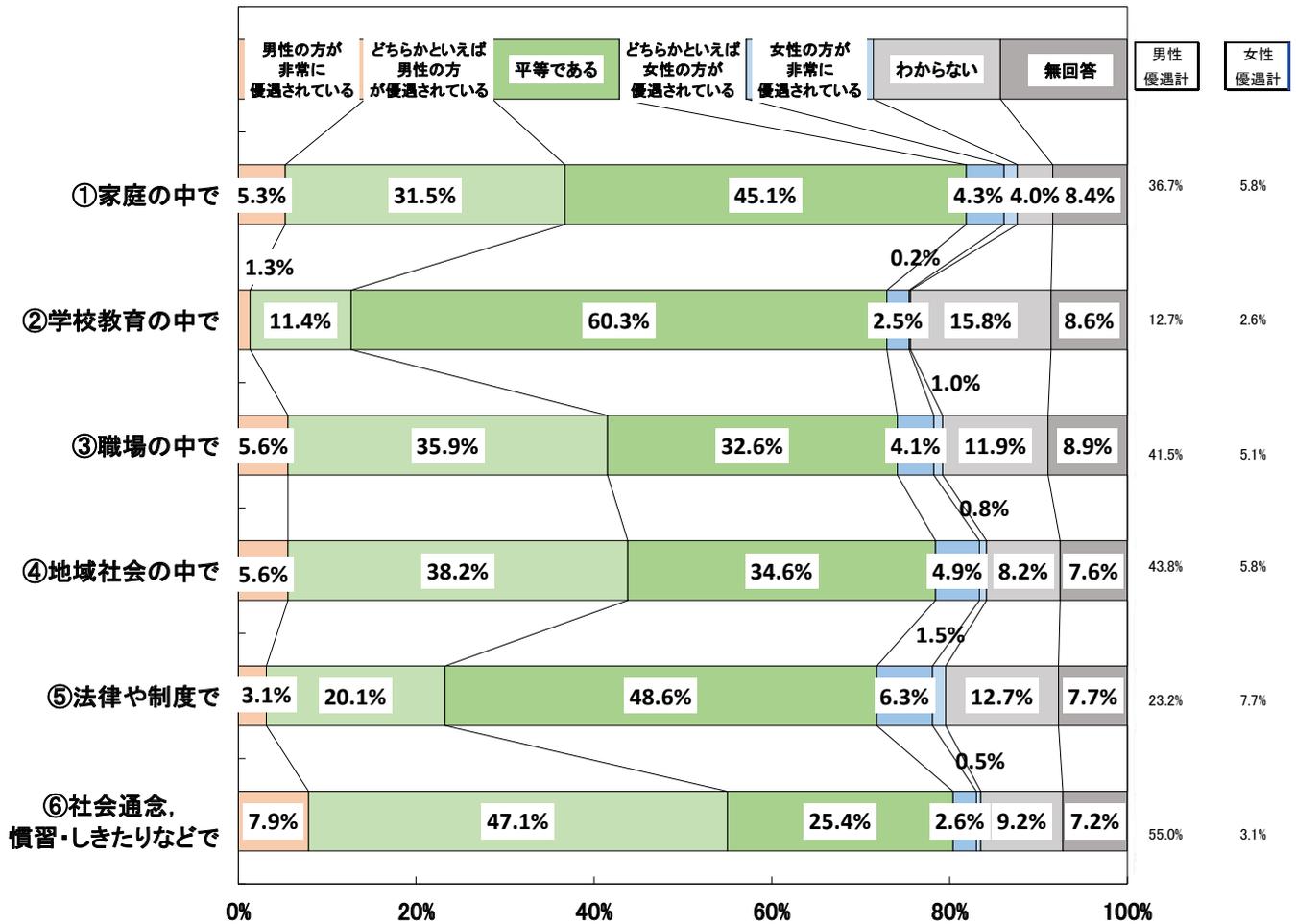
本市が令和元年度に実施した第3次指宿市男女共同参画基本計画策定に係るアンケート調査（以下「市民意識調査」とする）においても「男女の地位の平等感」について、全体的に「男性の方が優遇されている」が多く、特に「社会通念、慣習・しきたりなど」では「男性の方が優遇されている」と感じているが55.0%、「平等である」と感じているは25.4%にとどまっており、性別による不平等感は依然として残っていることがわかります。「家庭における夫婦の役割分担」については、家事、育児等での妻の役割が多く「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識が本市においても根強く残っています。国と比較すると、地域社会の中での平等感が低いため、積極的な広報・啓発を推進し、意識の醸成が必要です。

また、人の意識は幼少期から徐々に育まれるものであることから、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場面を通じた教育、学習の機会を持つことが必要です。中でも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育における取組は、子どもたちの自己肯定感や自己尊重感を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育^{*10}と併せて進めていくことが重要です。

さらに「性」は、出生時に判定された性別、性自認、性的指向^{*11}など、様々な要素からなると考えられており、性的指向や性自認等を理由に差別や偏見が行われたりすることのないよう、性の多様性について理解促進や啓発活動に取り組む必要があります。

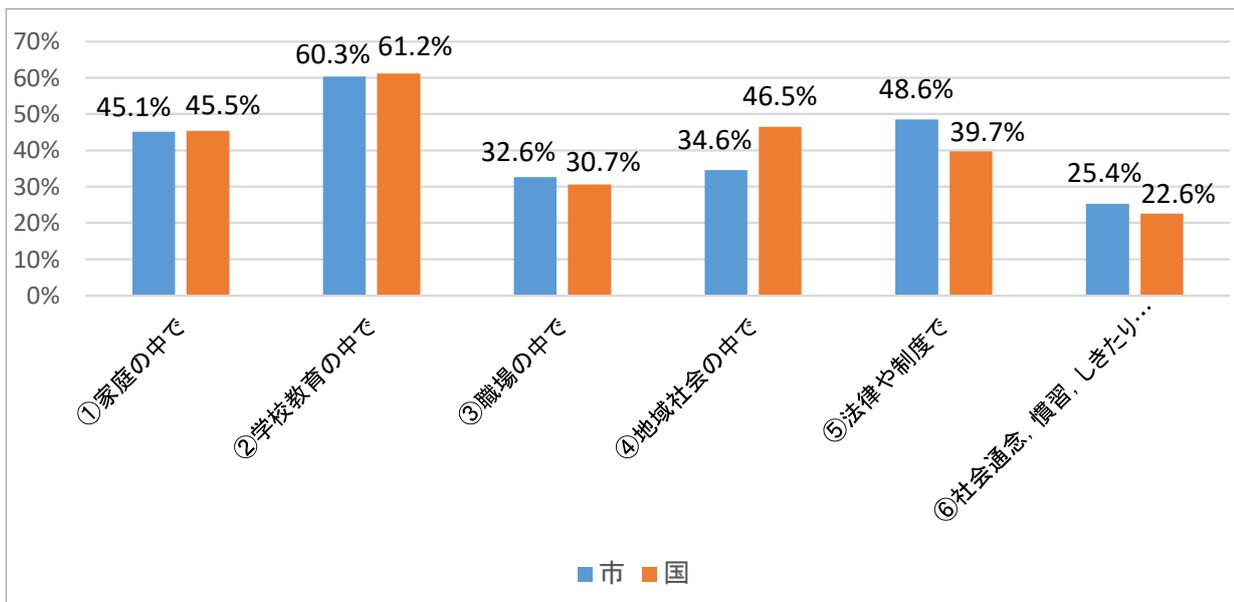
本市では、市民等の要望により、令和3（2021）年度から「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

●男女の地位の平等感について〔本市〕



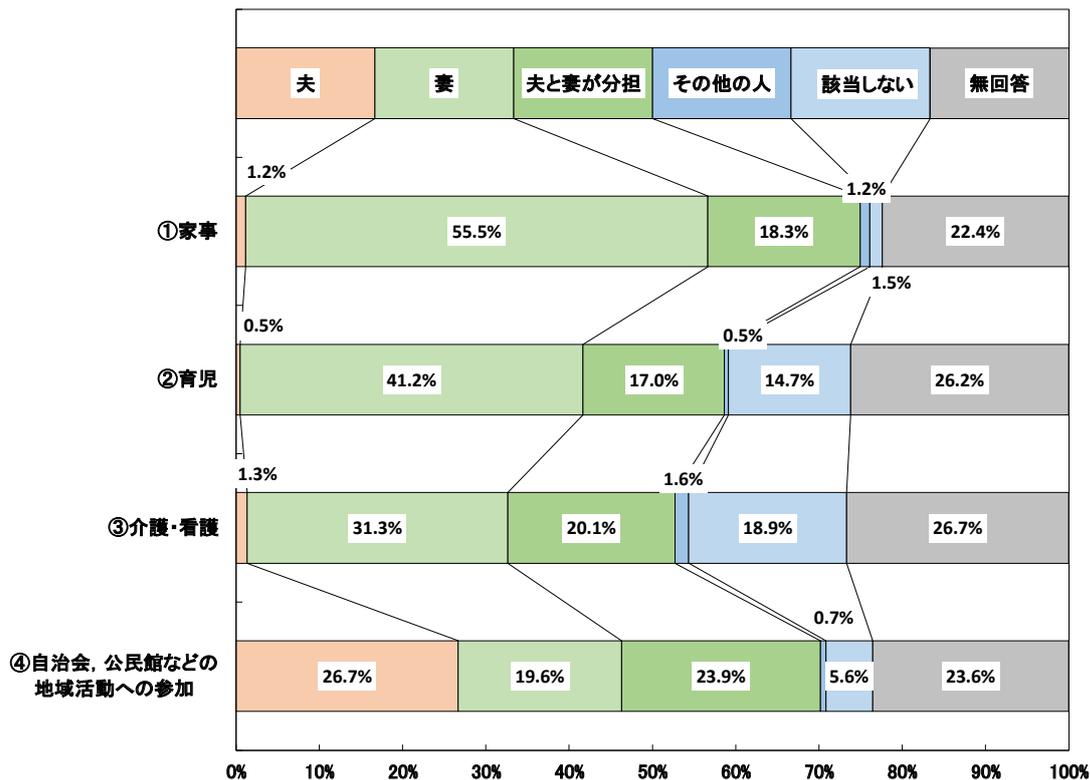
資料：「市民意識調査」（令和元（2019）年度）

●男女の地位が平等だと思う人の割合〔国との比較〕



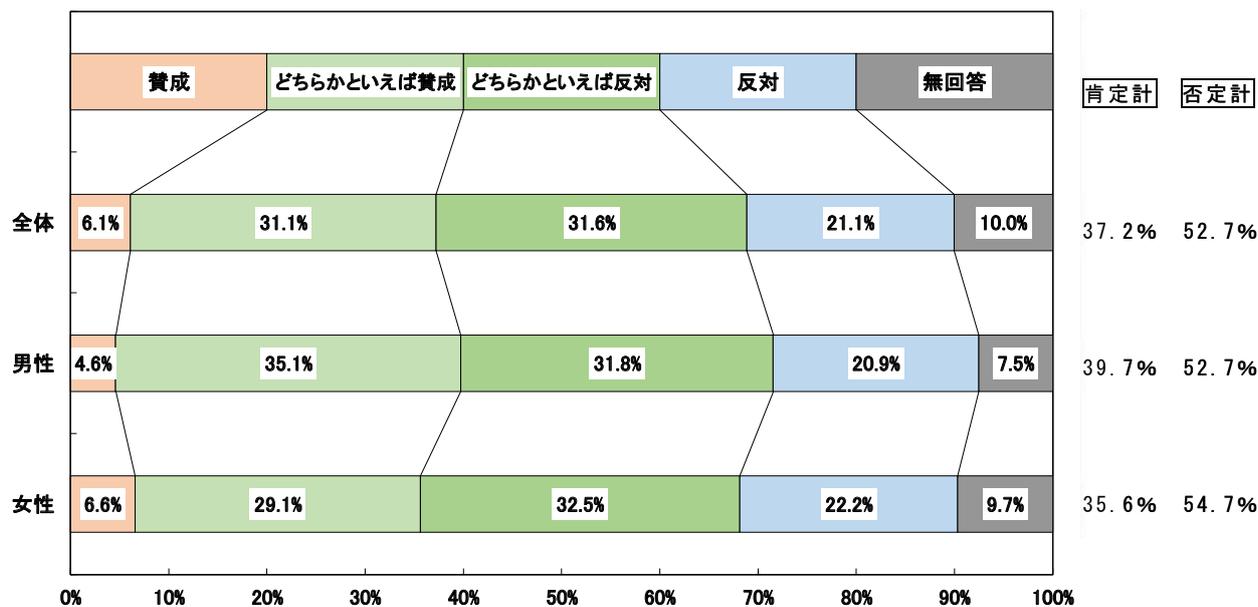
資料：「市民意識調査」「男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）」を基に作成

● 家庭における夫婦の役割分担について〔全体〕



資料：「市民意識調査」（令和元（2019）年度）

● 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：「市民意識調査」（令和元（2019）年度）

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要	所管課等
(1)意識改革のための啓発推進、制度や慣行の見直し	①男女共同参画の普及・啓発や学習機会の提供及び施策の着実な推進 ②男女共同参画社会 ^{※1} の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人に対する理解促進 ③メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシー ^{※12} 向上に向けた取組	市長公室 健幸・協働のまちづくり課 市長公室 総務課 健幸・協働のまちづくり課 市長公室 健幸・協働のまちづくり課 学校教育課
(2)学校教育における男女共同参画の推進	①教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の実施 ②学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女共同参画を推進する取組の充実 ③多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供	学校教育課 教育総務課 学校教育課 学校教育課
(3)家庭や地域における男女共同参画の理解促進	①生涯学習・社会教育、家庭教育における男女共同参画に関する教育・学習の充実 ②学校・家庭・地域が一体となった男女共同参画意識の醸成に向けた取組の推進	健幸・協働のまちづくり課 社会教育課 健幸・協働のまちづくり課 社会教育課
(4)性の多様性についての理解促進	①性の多様性に関する理解促進、啓発、相談対応	健幸・協働のまちづくり課 地域福祉課

重点目標 2



政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【現状と課題】

急速な少子高齢化・人口減少の進展、市民価値観の多様化が進む中であらゆる分野の政策・方針決定過程に、男女が共に参画し、様々な視点が確保されることは、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

本市の審議会等委員に占める女性の割合は 22.6%であり、市議会議員に占める女性の割合は 11.1%、行政における管理職総数は 8.6%、自治会組織における自治会長は 4.1%と全体的に低調であるため、女性の参画を推進していく必要があります。

今後さらに、男女双方が女性参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画の拡大に向けた人材育成や活躍の場の提供等、環境整備に取り組むことが必要です。

● 審議会等委員等に占める女性割合（令和 3（2021）年度）

	総数（人）	うち女性（人）	女性の割合
審議会等委員	929	210	22.6%
市議会議員	18	2	11.1%
行政管理職	58	5	8.6%
自治会長	193	8	4.1%
本市推計人口 (R3.8.1 時点)	38,509	20,596	53.4%

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要	所管課等
(1) 行政分野における女性の参画の拡大	①市の審議会等への女性委員の登用促進 ②市における女性職員の登用の促進 ③市政推進における女性の意見の反映 ④議員活動と家庭生活の両立を支援する環境の整備	関係各課 総務課 市長公室 議会事務局 議会事務局
(2) 雇用分野における女性の参画の拡大	①企業における女性の参画促進 ②仕事と生活の調査の促進	商工水産課 商工水産課
(3) その他の分野における女性の参画の拡大	①各種機関、団体組織等における女性の参画促進	健幸・協働のまちづくり課 関係各課
(4) 女性の人材育成及び人材情報の整備	①行政分野における女性の人材の育成 ②地域社会における女性の人材の育成 ③農林水産業分野における女性の人材の育成 ④国際交流・協力を通じた女性の人材の育成 ⑤女性の人材情報の収集・整備	総務課 健幸・協働のまちづくり課 社会教育課 商工水産課 農政課 農産技術課 農業委員会事務局 市長公室 社会教育課 健幸・協働のまちづくり課 社会教育課



重点目標 3



すべての人が能力を発揮しながら希望する働き方ができる 環境の整備

【現状と課題】

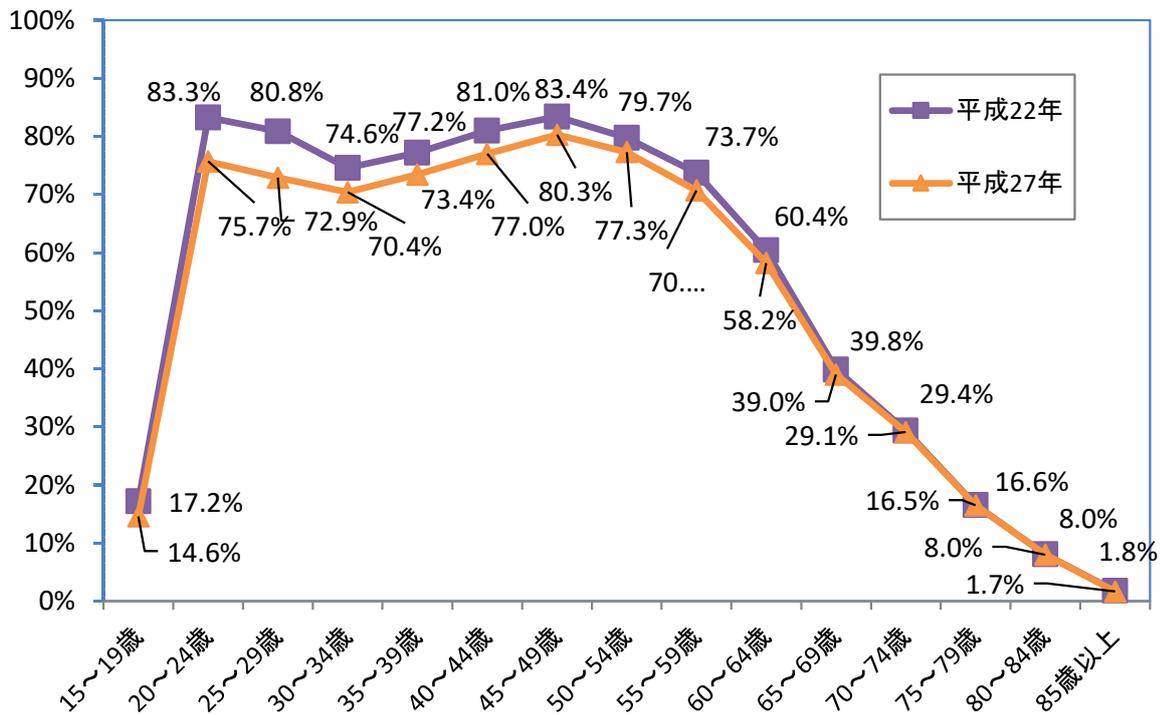
指宿市における女性（15歳以上）の就業率は49.2%（国45.4%、県46.1%）^{注1}であり、国や県と比べると働く女性が多い状況にありますが、管理的地位に占める女性の割合は16.4%（国16.4%、県17.5%）^{注1}と低い水準に留まっています。また、多くは出産・育児期に就業を中断することから、労働力率は30歳から34歳の70.4%（平成27（2015）年）を底とする「M字カーブ^{※13}」を描いております。子育て期にあたる年代以降の雇用形態はパート、有期雇用、派遣等の非正規雇用の割合が高く、多くは給与水準が低いため、長期的なキャリア形成を困難にしており、その結果、職場で経験や知識を蓄積できないなどの現状にあります。

市民意識調査においては、9割近くが、女性が職業を持つ方がよいと回答しており、女性の職業生活における活躍の推進に向け、まずは企業トップや管理職等の意識改革や職場風土改革等が重要であります。このことは、長時間勤務等を背景とした男性中心型の労働慣行や職場における固定的性別役割分担意識^{※4}が、男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼしている状況の改善や、さらなる高齢化の進行を踏まえた介護離職者の防止の面からも要請されます。

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものです。性別にかかわらず一人ひとりの生き方、働き方の多様な選択が尊重されるとともに、それぞれが家庭生活における役割を果たしつつ、職場においても貢献できる働き方改革・意識改革を、社会全体で広げていく必要があります。

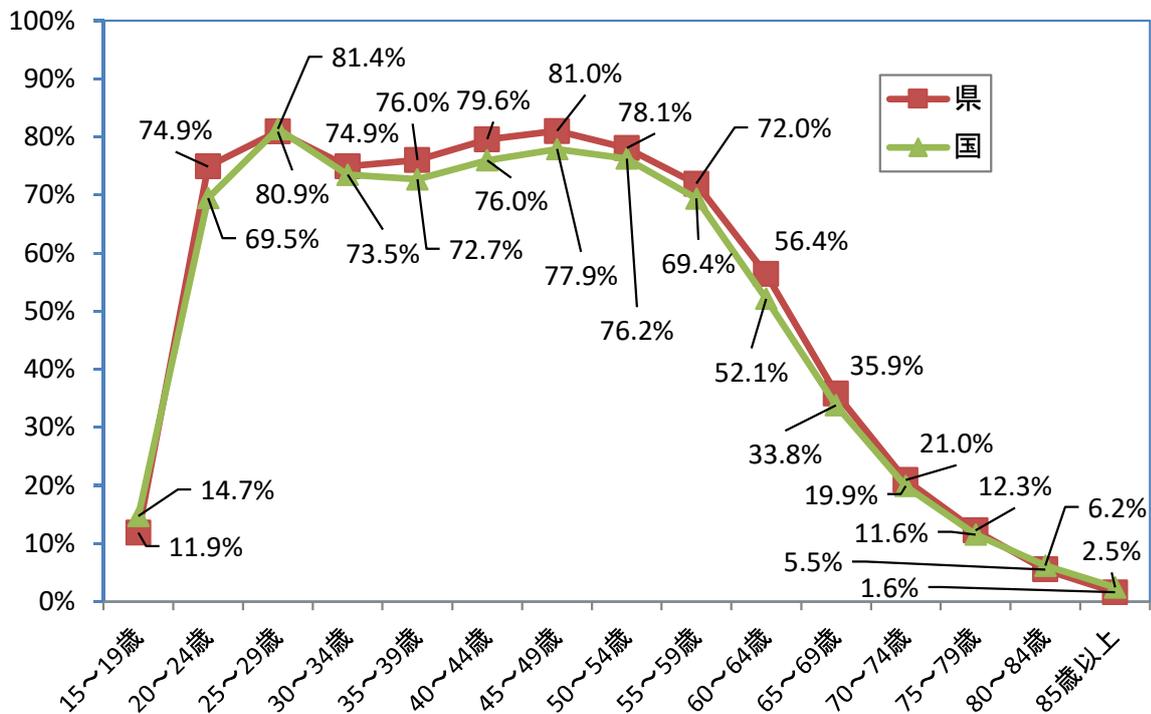
注1・・・「平成27（2015）年国勢調査就業状態等基本集計」（総務省統計局）

●女性の年齢階級別労働力率の推移（平成 22（2010）、27（2015）年）
〔本市〕



資料：出展「国勢調査」総務省

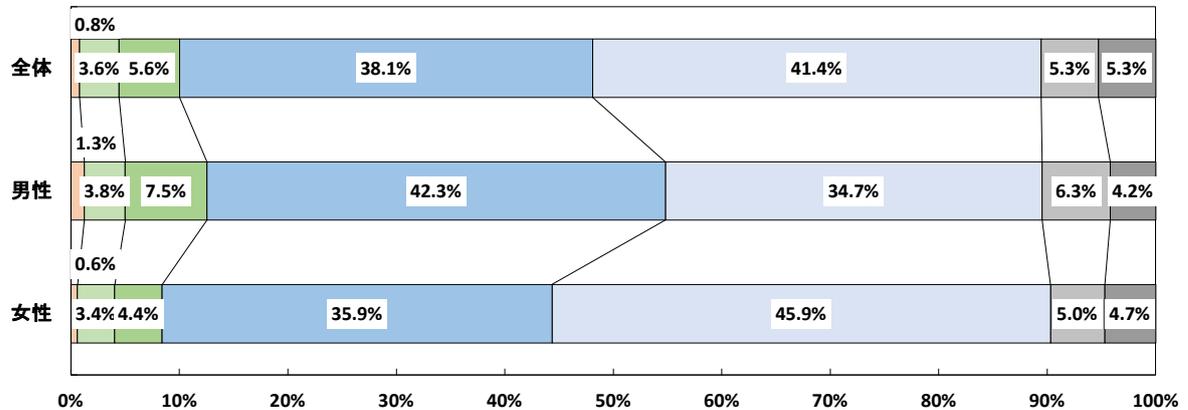
●女性の年齢階級別労働力率の推移（平成 27（2015）年）〔国、県〕



資料：出展「国勢調査」総務省

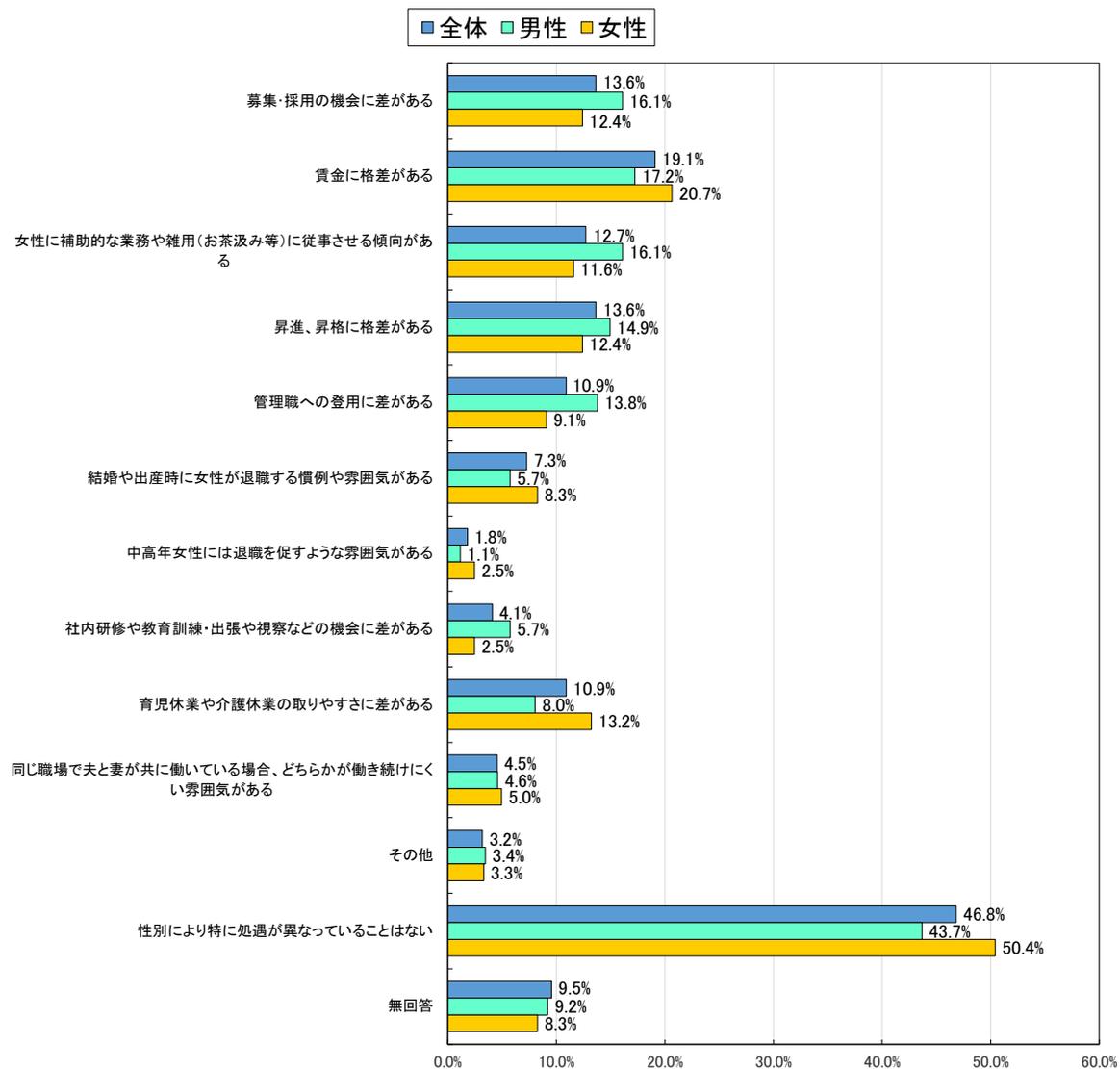
●女性が職業をもつことについての意識

- 女性は職業をもたない方がよい
- 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい
- 子どもができたなら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- その他
- 無回答



資料：「市民意識調査」（令和元（2019）年度）

●職場での性別による処遇状況〔性別〕



資料：「市民意識調査」（令和元（2019）年度）

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要	所管課等
(1) 企業トップ等の意識改革や職場風土改革	<p>① 企業トップや管理職等を対象とした意識啓発</p> <p>② 職場における固定的性別役割分担意識^{※4}の解消に向けた意識改革及びハラスメント防止対策の推進</p>	<p>健幸・協働のまちづくり課</p> <p>健幸・協働のまちづくり課</p>
(2) 女性の能力発揮・再就職、起業等に対する支援	<p>① 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保や非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令等の普及・啓発</p> <p>② 女性の能力開発や再就職、起業等に対する支援</p>	<p>総務課</p> <p>健幸・協働のまちづくり課</p> <p>商工水産課</p> <p>総務課</p> <p>健幸・協働のまちづくり課</p> <p>商工水産課</p> <p>農政課</p> <p>農産技術課</p> <p>農業委員会事務局</p>
(3) 子育て・介護基盤整備の推進	<p>① 子育て支援環境の整備や地域における介護支援体制の構築</p>	<p>国保介護課</p> <p>長寿支援課</p> <p>地域福祉課</p> <p>土木課</p> <p>都市・海岸整備課</p> <p>社会教育課</p> <p>関係各課</p>
(4) 長時間労働の是正等働き方改革の推進	<p>① 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、両立支援に向けた意識啓発</p>	<p>総務課</p> <p>健幸・協働のまちづくり課</p> <p>商工水産課</p> <p>農政課</p>
(5) 男性の意識改革と家事・育児等への参画促進	<p>① 男性の意識改革と家事・育児等参画への気運醸成</p>	<p>健幸・協働のまちづくり課</p> <p>社会教育課</p>

重点目標 4



生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

男女共同参画社会^{※1}の形成に当たっては、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、とても重要なことです。

男女が主体的に行動し、健康を享受できるようにするために、心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手できるようにすることに加え、特に女性においては妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性があるといった、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、十分に配慮する必要があります。

また、平均寿命の伸長や近年の女性の就業の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要です。

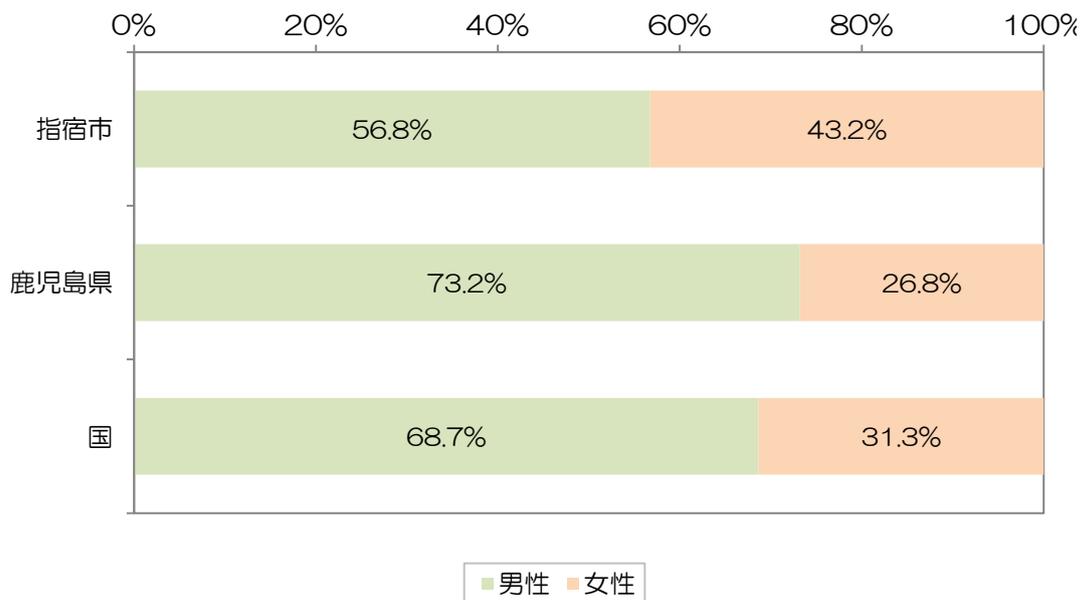
なお、望まない妊娠や性感染症の実態がありますが、その背景には性に関する正しい知識や情報の不足があります。

そのため、女性が、生涯安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）^{※14}についての市民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組を進める必要があります。

一方で、本市の自殺者の6割近くは男性であり、年代別に見ると、5割以上を50代から70代が占めています。この背景には、経済・生活問題や勤務問題、また男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み精神的に孤立しやすいということなどが考えられることから、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や中高年男性への意識啓発活動を進める必要があります。

●男女別自殺者数（平成 28（2016）年～令和 2（2020）年）

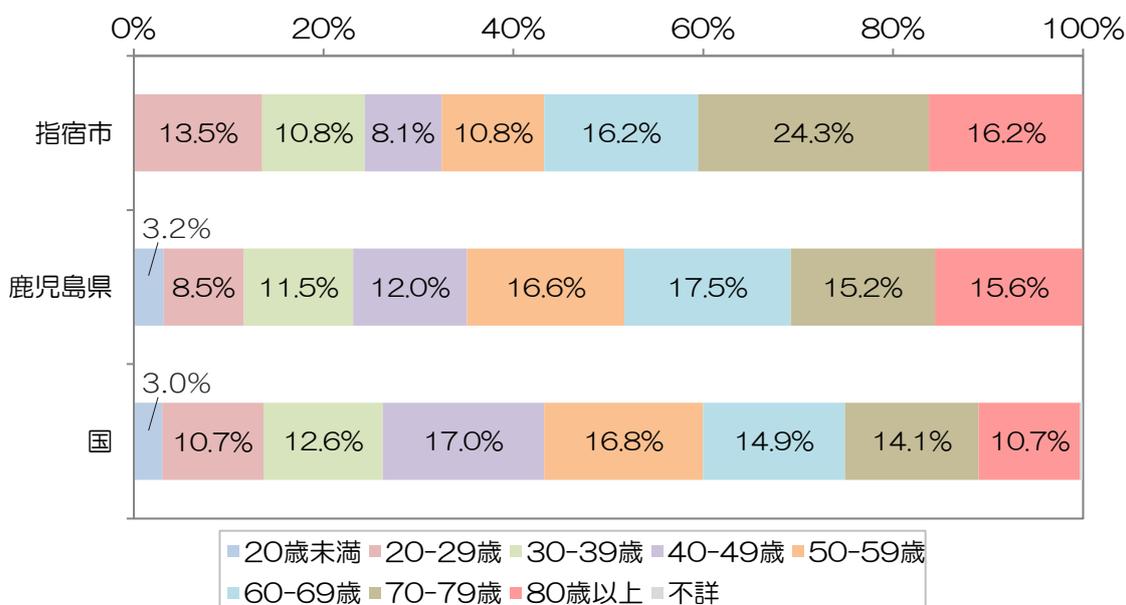
男女別自殺者の割合



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。

●年代別自殺者数（平成 28（2016）年～令和 2（2020）年）

年代別自殺者の割合



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要	所管課等
(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	①健康に関する情報提供や相談等の実施 ②男女の健康状況を踏まえた食育の促進 ③がん検診受診率向上に向けた取組や女性特有の疾患等に関する普及啓発	健幸・協働のまちづくり課 健康増進課 学校教育課 健康増進課 農政課 学校教育課 健康増進課
(2)妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進	①妊娠・出産期における健康管理や医療体制、不妊治療に関する支援の充実 ②性に関する正しい知識の普及	健康増進課 健康増進課 学校教育課
(3)スポーツ活動を通じた生涯にわたる健康づくりの推進	①男女の健康状況や運動習慣の違いを踏まえた運動機会の提供や指導者の育成	スポーツ振興課



重点目標 5



男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力^{※15} やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント^{※16}、性犯罪、人身取引等の暴力の被害者の多くは女性です。中には、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動に困難を抱えています。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識^{※4} など、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があると言われており、これらの暴力の根絶は男女共同参画社会^{※1} を形成する上での重要な課題です。

市民意識調査によると、配偶者や恋人などの親しい異性から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けた経験がある割合は女性の方が高く、被害を受けた回数が「何度もあった」もあり、深刻化が懸念されるようです。

近年では、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力も一層多様化しています。

暴力を受けた経験のある人の約半数は「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」と回答していることから、暴力が潜在化している可能性もあります。特に男性は、固定的性別役割分担意識により相談できない傾向にあります。

一方、被害者が必要とする支援を提供し、将来において新たな被害者を生み出さないために、加害者対応の必要性も高まっています。

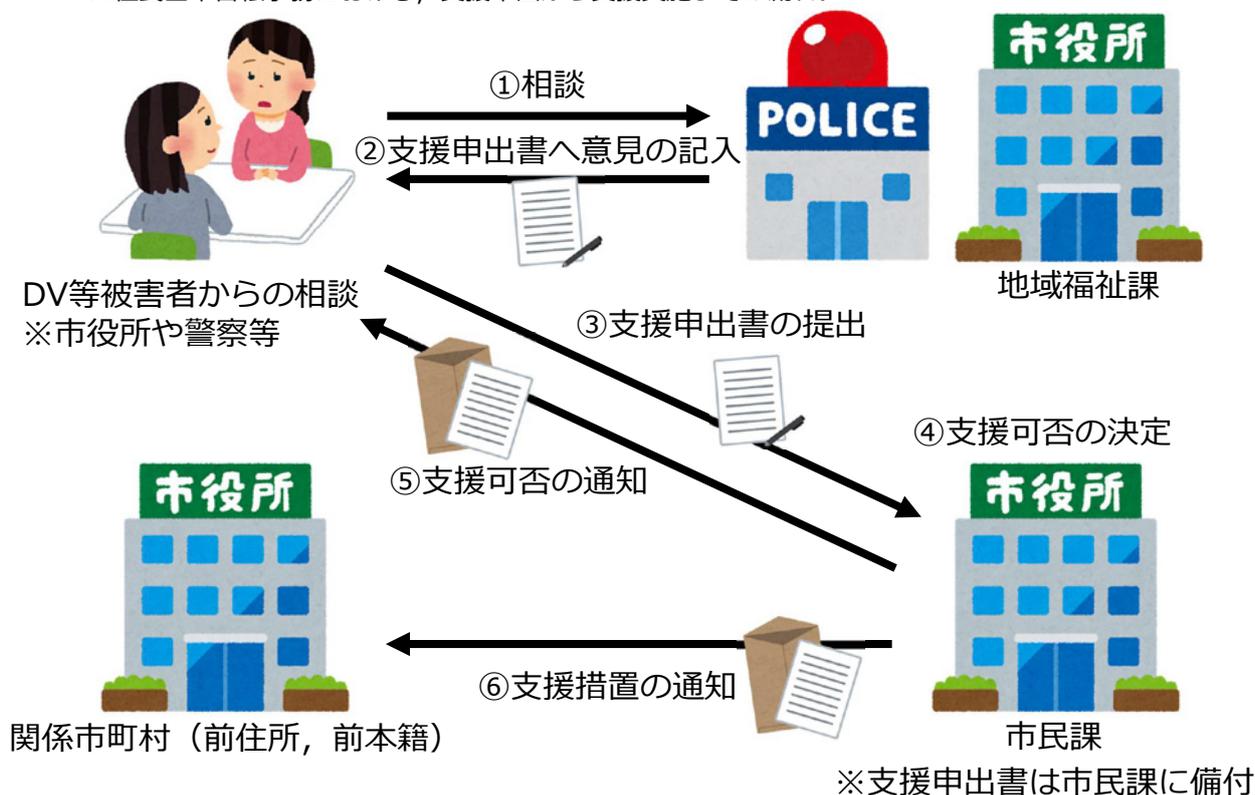
また「暴力を防止するために必要だと思うこと」に「学校で児童・生徒・学生に対し、性別に由来する人権問題や暴力を防止するための教育を行う」と50.6%があげており、次いで「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が46.8%となっていることから、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図り、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、暴力を許さない意識を醸成するとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい

環境づくりを進め、被害の潜在化防止に取り組めます。

なお、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行います。

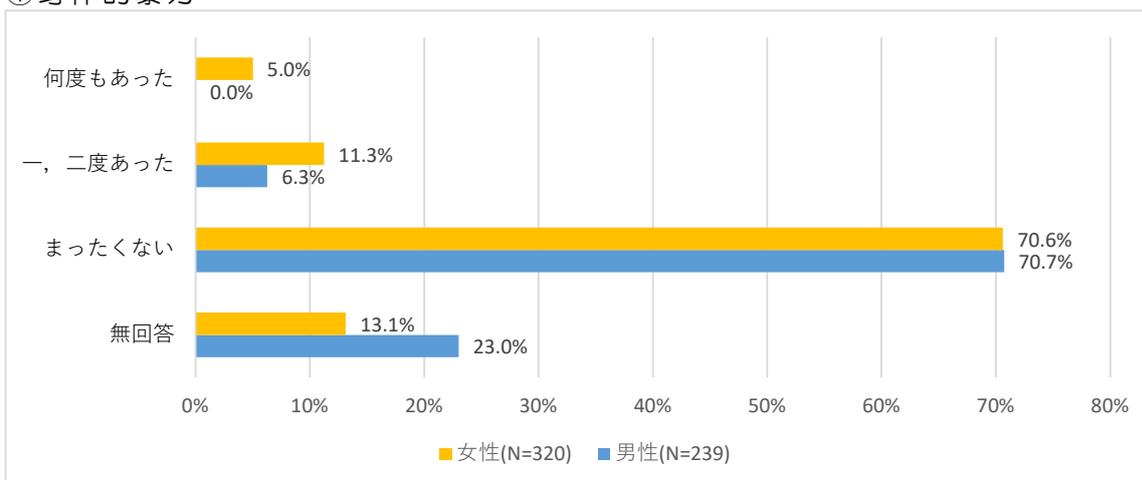
DV等支援措置申出対応フロー図

※住民基本台帳事務における、支援申出から支援実施までの流れ。

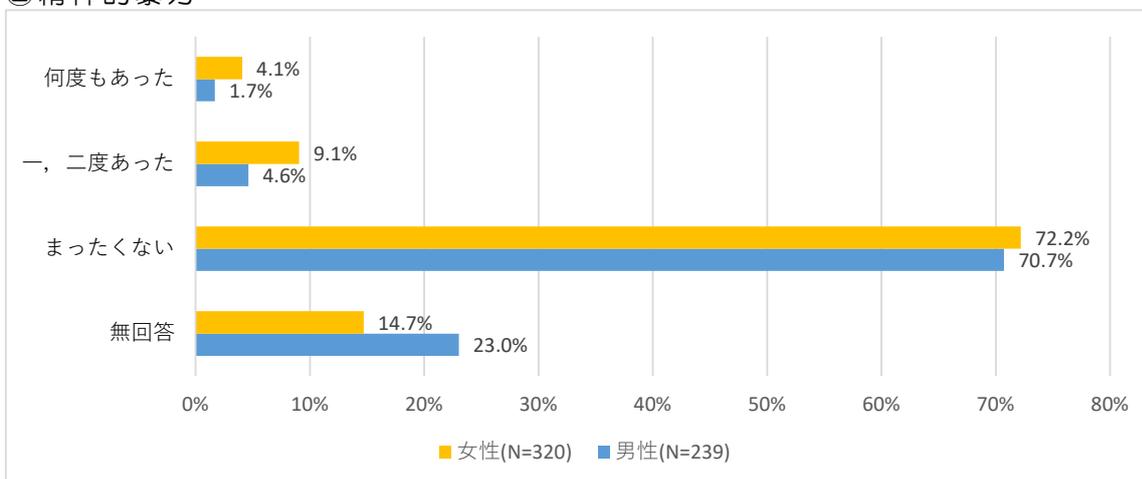


●配偶者から暴力を受けた経験【性別】

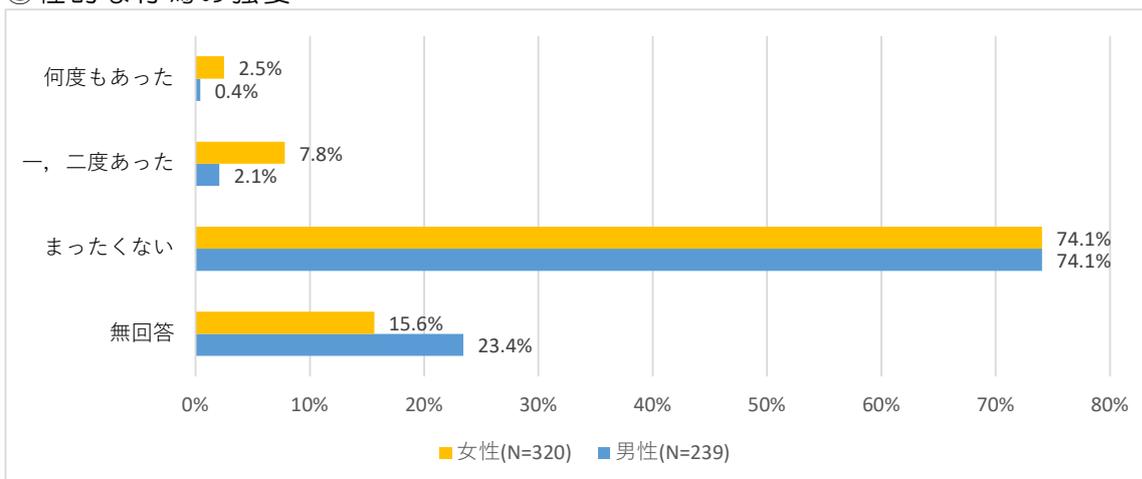
①身体的暴力



②精神的暴力



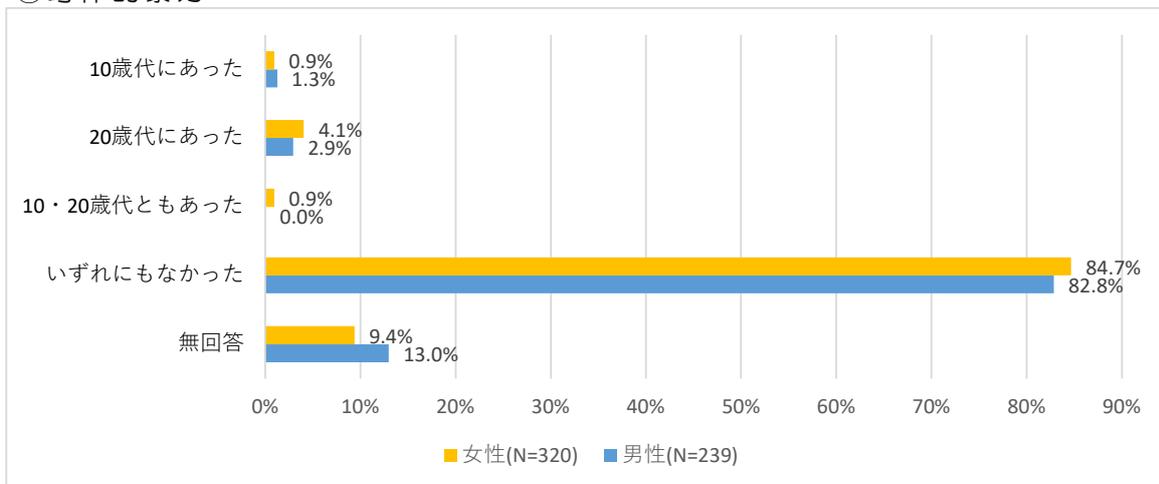
③性的な行為の強要



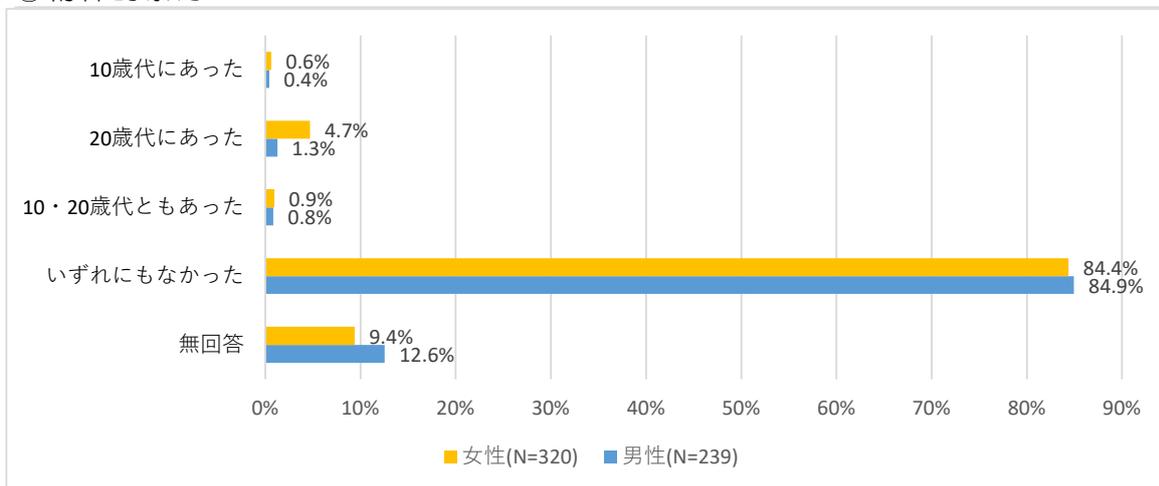
資料：「市民意識調査」（令和元（2019）年度）

● 10 歳代又は 20 歳代に、恋人や元恋人などの交際相手から暴力を受けた経験【性別】

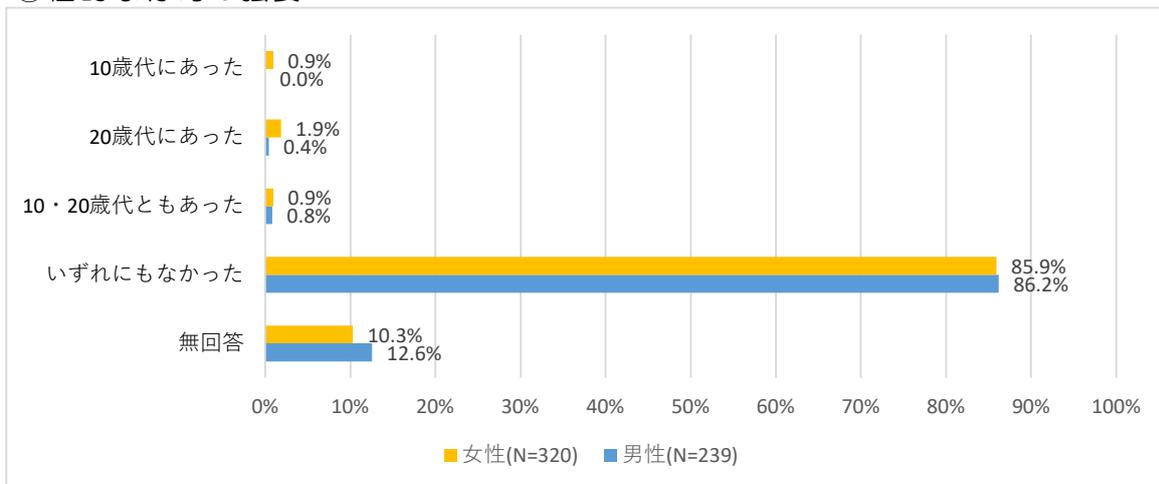
① 身体的暴力



② 精神的暴力

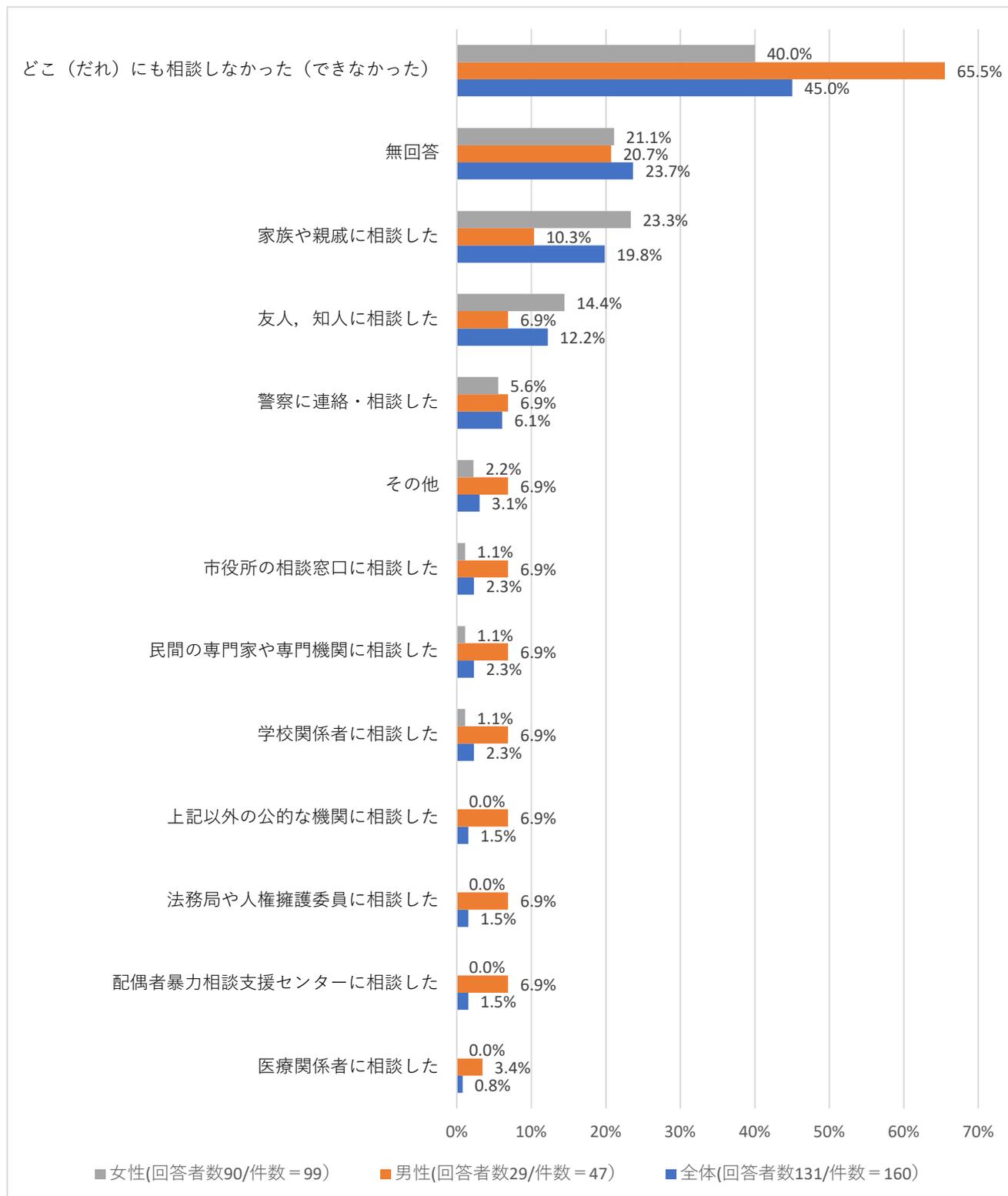


③ 性的な行為の強要



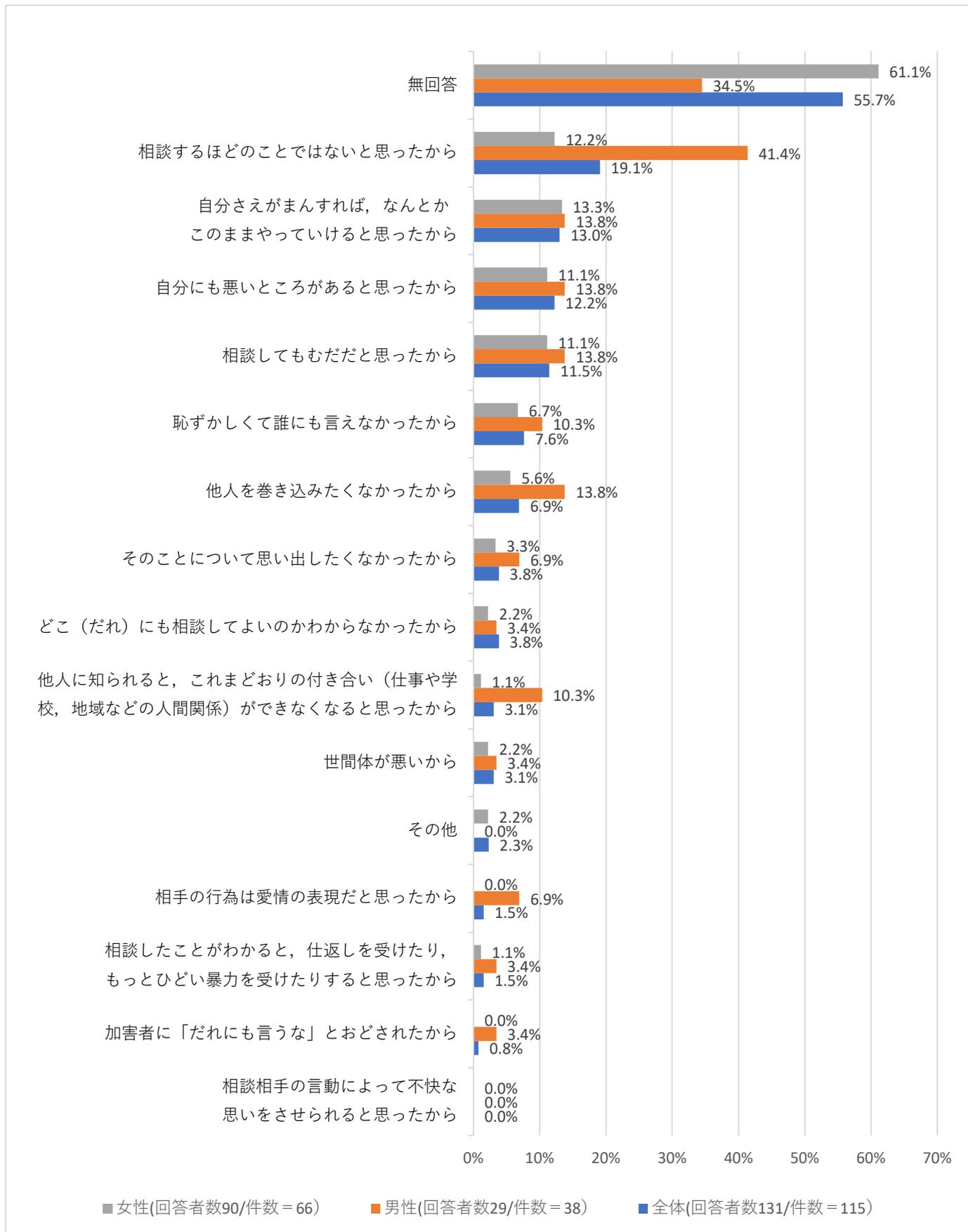
資料：「市民意識調査」（令和元（2019）年度）

●暴力を受けたことの相談の有無【総計、性別】



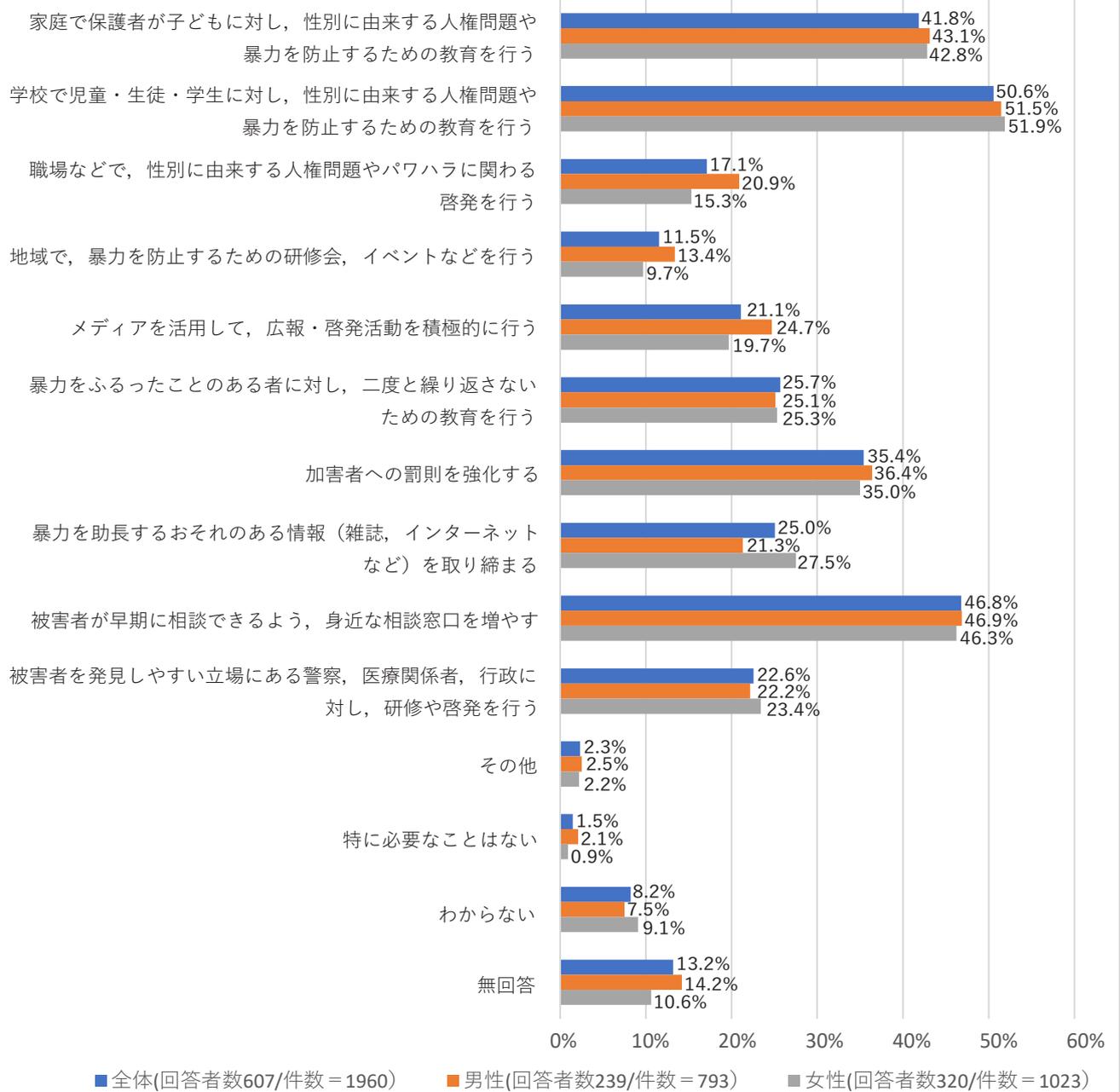
資料：「市民意識調査」(令和元(2019)年度)

●相談しなかった（できなかつた）理由【総計、性別】



資料：「市民意識調査」（令和元（2019）年度）

●暴力を防止するために必要だと思うこと【総計、性別】



資料：「市民意識調査」（令和元（2019）年度）

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要	所管課等
(1) 配偶者等からの暴力 ^{※15} の防止及び被害者支援	<p>① 暴力を容認しない意識の醸成及び関係機関等との連携、協力体制の充実</p> <p>② 被害者の安全の確保と心身の健康回復・自立に向けた支援</p> <p>③ 相談体制の充実に向けた研修等の実施</p> <p>④ 家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援</p>	<p>健幸・協働のまちづくり課</p> <p>市民課 地域福祉課</p> <p>健幸・協働のまちづくり課 地域福祉課</p> <p>地域福祉課 学校教育課</p>
(2) デートDV、性犯罪・ストーカー行為等への対策及び被害者支援	<p>① 交際相手からの暴力（デートDV）の予防啓発</p> <p>② セクシュアル・ハラスメント^{※16}防止に向けた取組</p>	<p>健幸・協働のまちづくり課</p> <p>総務課 健幸・協働のまちづくり課 学校教育課</p>



重点目標

6



生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

ひとり親家庭や高齢者、障害のある人、女性、外国人などは厳しい生活環境や雇用環境に置かれることがあります。特に女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の処遇に男女格差があること、配偶者等からの暴力^{※15} やセクシュアル・ハラスメント^{※16} の被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向にあります。本市でも生活に困窮しているという相談が年々増加傾向にあるため、セーフティネットの整備を進めていく必要があります。

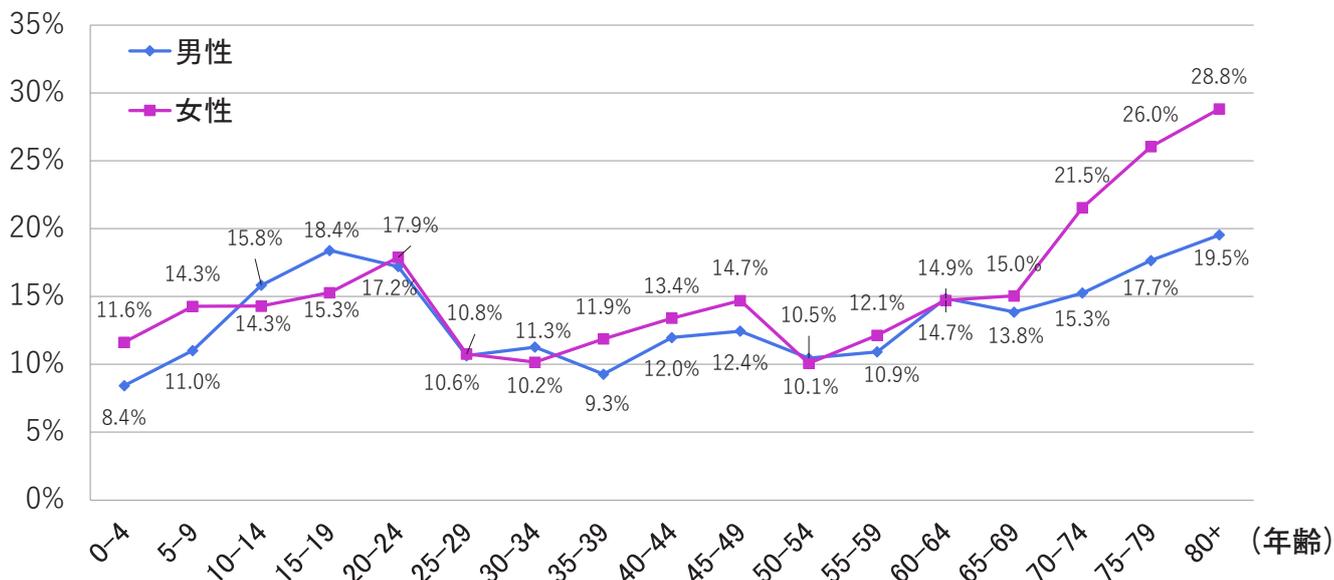
また、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、地域からの孤立化等の問題を抱えている人がいますが、その背景には、固定的性別役割分担意識^{※4} に基づく男性の家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方があります。

令和 2（2020）年からは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで大きな影響を受け、外出自粛や休業等による生活不安やストレスなどが問題となっています。本市においても、緊急小口資金等の特例貸付（コロナ関連給付金）の利用があり、新型コロナウイルス感染症が生活に色濃く影を落としています。また、経済的な理由で生理用品などが購入できない女性や女の子がいるという「生理の貧困」も社会的な問題となっております。

このように、様々な困難な状況に直面している人々が、安心して暮らせるには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が不可欠です。

● 年齢層別・性別の相対的貧困率（平成 30（2018）年）〔全国〕

（貧困率）



（備考）阿部彩（2021）「日本の相対的貧困率の動向：2019年国民生活基礎調査を用いて」科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究（B））「「貧困学」のフロンティアを構築する研究」報告書より引用

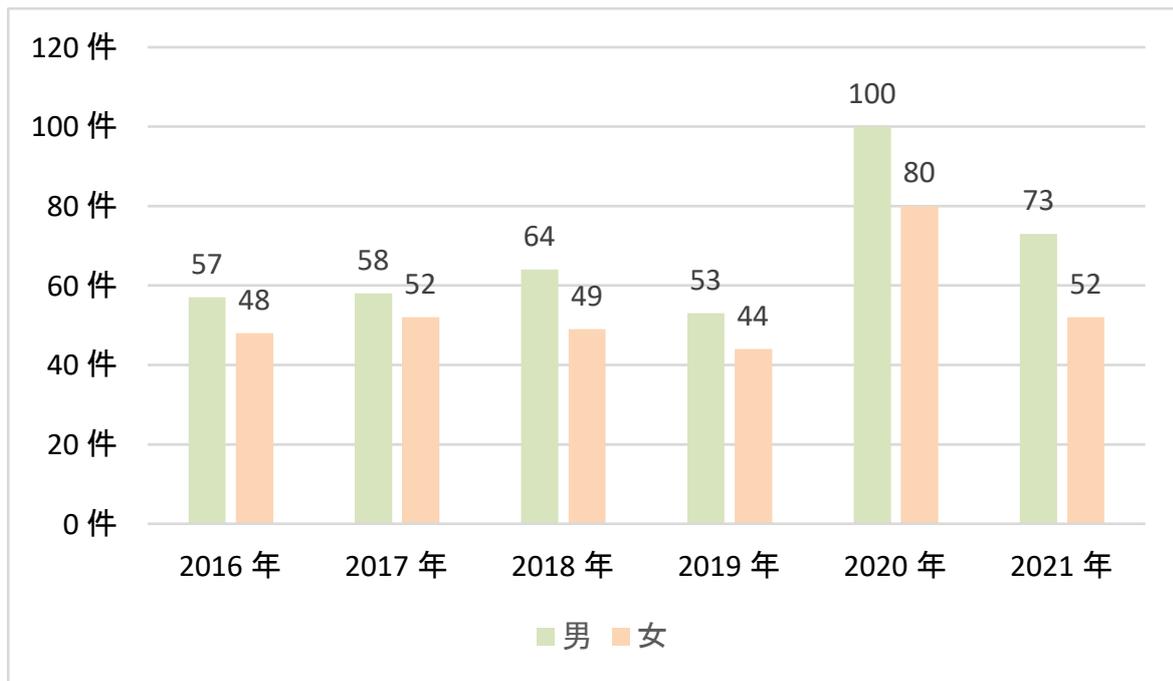
指宿市相談窓口

一人で悩まず、
相談をしましょう。

〔発行〕
指宿市役所総務部
健幸・協働のまちづくり課
協働推進係
（ふれあいプラザなのはな館内）
TEL：23-1003

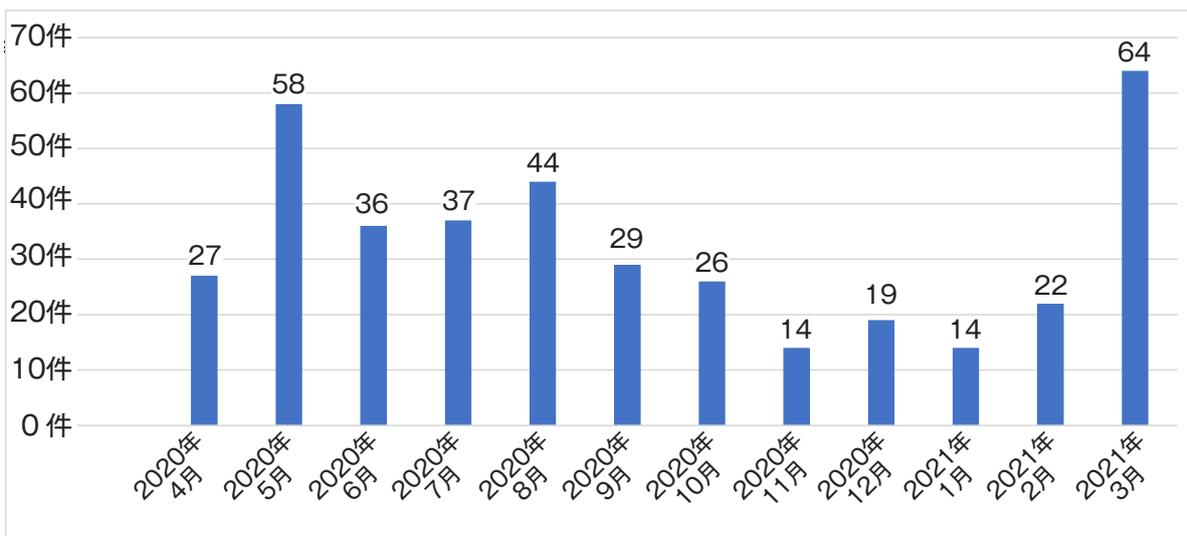
指宿市役所健康福祉部健康増進課
健康指導係（指宿保健センター内）
TEL：22-2111（内線 281・282）

●男女別生活困窮者相談件数〔本市〕（令和3（2021）年8月現在）



資料：地域福祉課窓口相談件数より健康・協働のまちづくり課が作成

●コロナ給付金申請件数〔本市〕（令和3（2021）年4月現在）
（緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付）



資料：指宿市社会福祉協議会への申請件数より健康・協働のまちづくり課が作成

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要	所管課等
(1) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	①生活困窮状態にある人に対する自立に向けた支援及び就業・生活の安定に向けた取組 ②ひとり親家庭等への支援	地域福祉課 商工水産課 地域福祉課 商工水産課 学校教育課
(2) 障害のある人や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	①障害のある人や高齢者が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備 ②外国人等複合的な困難や課題に直面しやすい人々への支援	国保介護課 長寿支援課 地域福祉課 商工水産課 土木課 都市・海岸整備課 市長公室 健幸・協働のまちづくり課 都市・海岸整備課 社会教育課
(3) その他困難な状況に置かれている人々の支援	①その他困難な状況に置かれている人々への支援等、様々な人権問題の解決	健幸・協働のまちづくり課



重点目標 7



男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

【現状と課題】

社会経済情勢の変化に伴い、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの現場である地域社会を取り巻く状況も複雑化し、多くの課題を抱えています。

そうした多様化・複雑化する地域課題の解決には、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方から、「共助」の力として、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。

本市においては、市民意識調査結果にもあるように、「日頃から地域のために役に立ちたい」と思っているが 8 割近くあり、地域活動に何らかの形で関わっていきたいと思っている方が多いことがわかります。

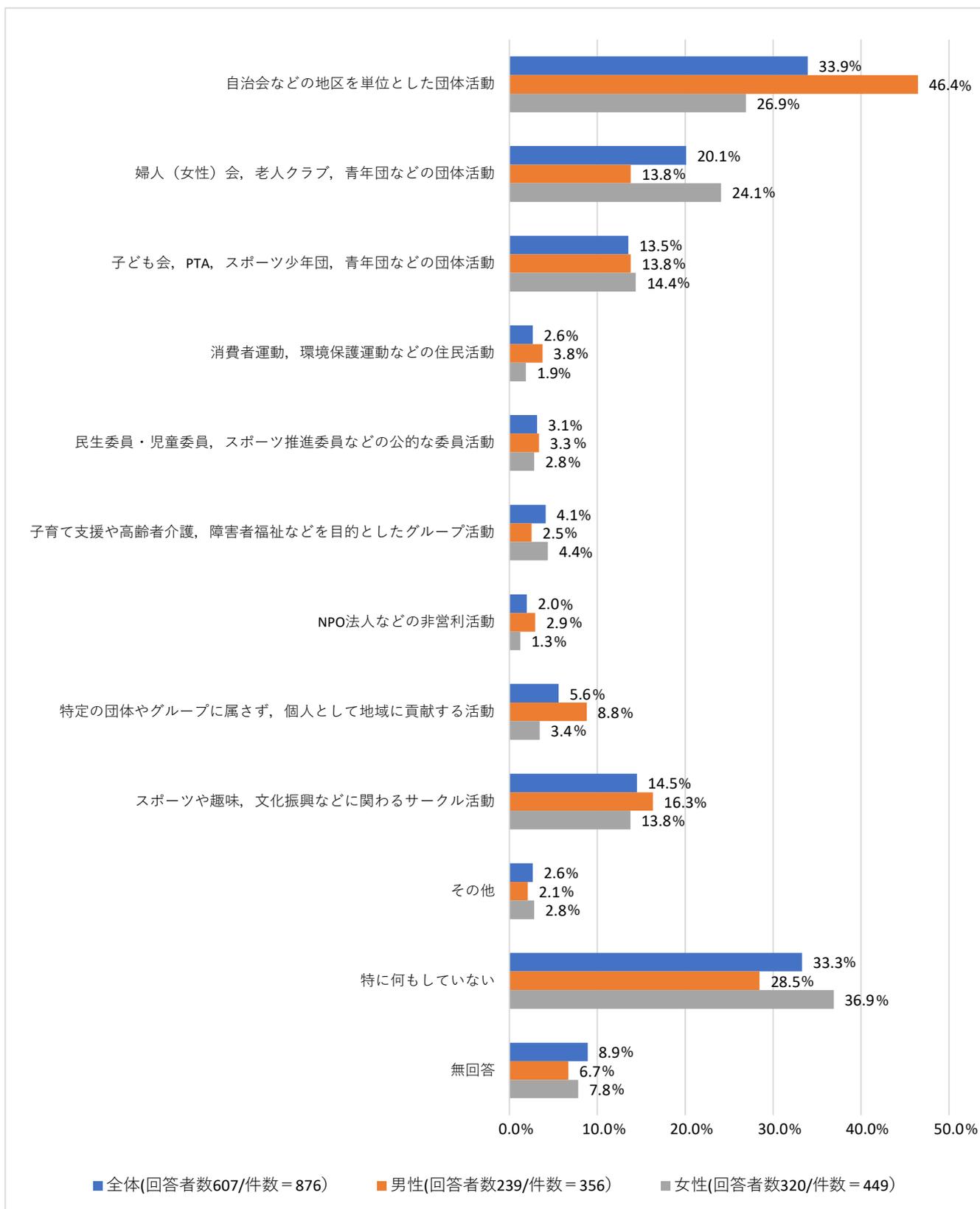
しかしながら、自治会等地域コミュニティにおける組織が、慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなりかねません。

また、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識^{※4} が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復やまちの復興を遅らせることがあります。

そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

今後「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向け、地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、性別や年齢、障害の有無等を超えて、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりを推進する必要があります。

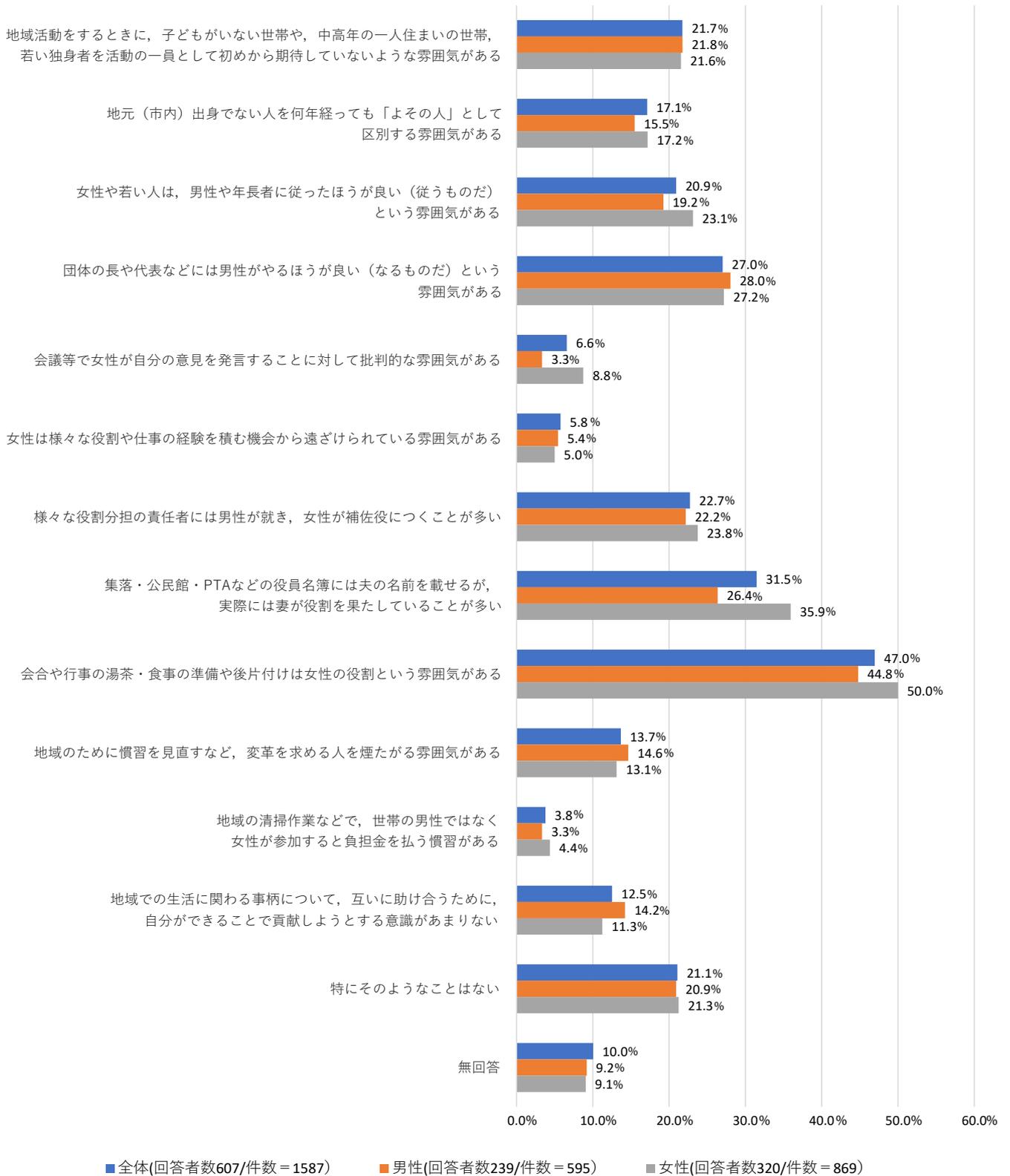
●地域活動への参加状況（複数回答）



資料：「市民意識調査」（令和元（2019）年度）

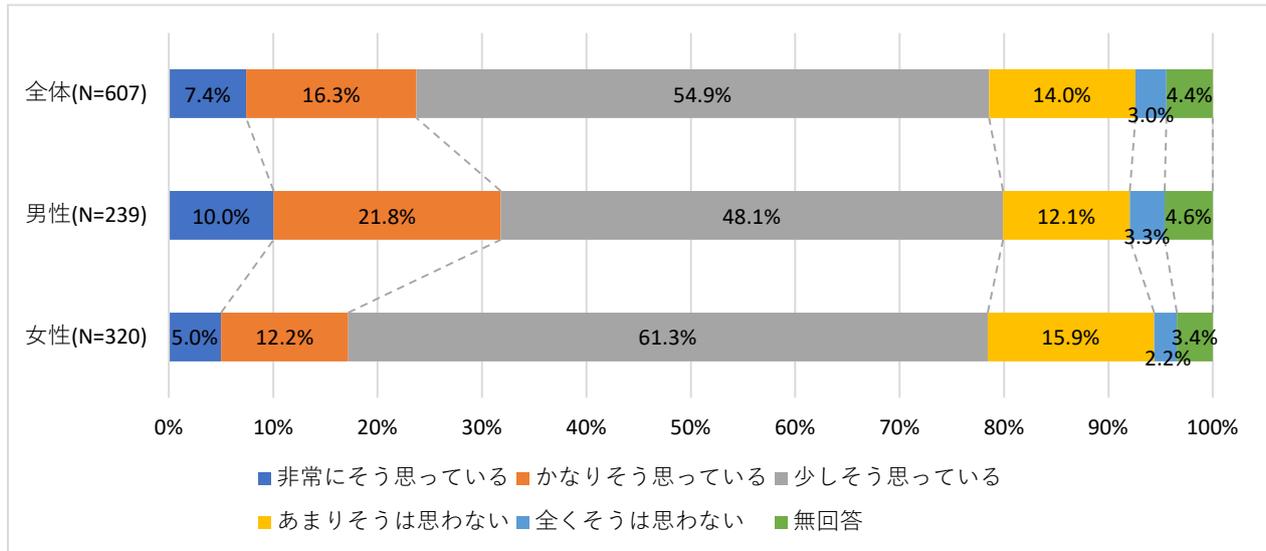


●住んでいる地域の雰囲気や慣習（複数回答）



資料：「市民意識調査」（令和元（2019）年度）

●日頃から地域のために役に立ちたいか



〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要	所管課等
(1)人材育成等による男女共同参画推進の基盤づくり	①行政、地域社会、農林水産業分野、国際交流・協力を通じた女性の人材育成・支援	市長公室 総務課 健幸・協働のまちづくり課 商工水産課 観光課 観光施設管理課 農政課 農産技術課 社会教育課 農業委員会事務局
(2)地域における方針決定過程への女性の参画拡大	①地域における慣行の見直し及び方針決定過程への女性の参画に向けた取組	健幸・協働のまちづくり課 長寿支援課
(3)男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	①地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取組の推進 ②男女共同の視点を踏まえた防災・災害対応 ③女性・高齢者・外国人等にも配慮した防災教育及び防災情報提供の促進	危機管理課 危機管理課 危機管理課

数値目標について

事業名	指標	現況	目標値	所管課
		数値 (年度)	数値 (年度)	
男女の地位の平等感について平等だと感じている人の割合（注1）	「平等である」と回答した市民の割合（平均）	41.1% (2019年度)	50.0% (2031年度)	健幸・協働のまちづくり課
男女共同参画社会基本法を知っている人の割合（注1）	認知度	57.4% (2019年度)	75% (2031年度)	健幸・協働のまちづくり課
「配偶者暴力防止法 ^{※3} 」（DV防止法）を知っている人の割合（注1）	認知度	81.3% (2019年度)	100% (2031年度)	健幸・協働のまちづくり課
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）を知っている人の割合（注1）	認知度	46.4% (2019年度)	65% (2031年度)	健幸・協働のまちづくり課
各種審議会等への女性登用率（注2）	女性委員の割合	23.2% (2020年度)	50.0% (2031年度)	健幸・協働のまちづくり課
管理職（市職員）への女性登用率（注3）	女性職員の割合（部長・課長相当職）	8.6% (2021年度)	12.0% (2024年度)	総務課
	女性職員の割合（主幹・係長相当職）	22.9% (2021年度)	25.0% (2024年度)	

事業名	指標	現況	目標値	所管課
		数値 (年度)	数値 (年度)	
県男女共同参画地域推進員	推薦者数 (県委嘱)	4人 (2019年度)	6人 (2031年度)	健幸・協働のまちづくり課
新たな地域コミュニティ組織 ^{※17} づくり事業	地域(コミュニティ)活動への支援に対する施策の満足度(注4)	61.7% (2019年度)	70.0% (2025年度)	健幸・協働のまちづくり課
	「地域のために役立ちたいと思っている」と回答した市民の割合(注4)	76.2% (2019年度)	82.0% (2025年度)	
女性農業経営士数	経営士数	25人 (2020年度)	27人 (2031年度)	農政課
女性認定農業者数	認定農業者数	8人 (2020年度)	10人 (2031年度)	農政課
家族経営協定 ^{※18} 締結数(農家)	経営体数	85経営体 (2020年度)	90経営体 (2031年度)	農業委員会事務局

(注1) 現況の出所：「市民意識調査」(令和元(2019)年度)

(注2) 現況の出所：市町村における女性の公職参加状況調査(令和3(2021)年4月1日現在)

(注3) 指宿市特定事業主行動計画(第4期)

(注4) 第二次指宿市総合振興計画

※他の計画に合わせて設定している目標値については、それぞれの計画に合わせて目標値も見直すこととしております。



第4章 計画の推進体制

本計画の基本理念に基づく目標を達成していくために、国・県その他の関係行政機関などとの連携を深め、市民、事業者と一体となって男女共同参画社会^{*1}の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進します。

1 市民・県男女共同参画地域推進員・市民団体・事業者・行政の連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて、市民をはじめ県男女共同参画地域推進員、市民団体、事業者などとの連携・協働体制を強化し、地域社会と一体となった取組を進めます。

2 国・県・他市町村・関係機関等との連携

国、県、他市町村、関係機関等との連携による取組を進めます。

3 男女共同参画推進懇話会の機能発揮

学識経験者、各種団体等の推薦者及び一般公募による市民の代表者から構成される「指宿市男女共同参画推進懇話会」において、基本計画の策定、市の施策の実施状況など男女共同参画の推進に関する基本的事項についての調査審議を行い、その結果を積極的に施策に反映します。

4 庁内推進体制の充実及び施策の進行管理の徹底

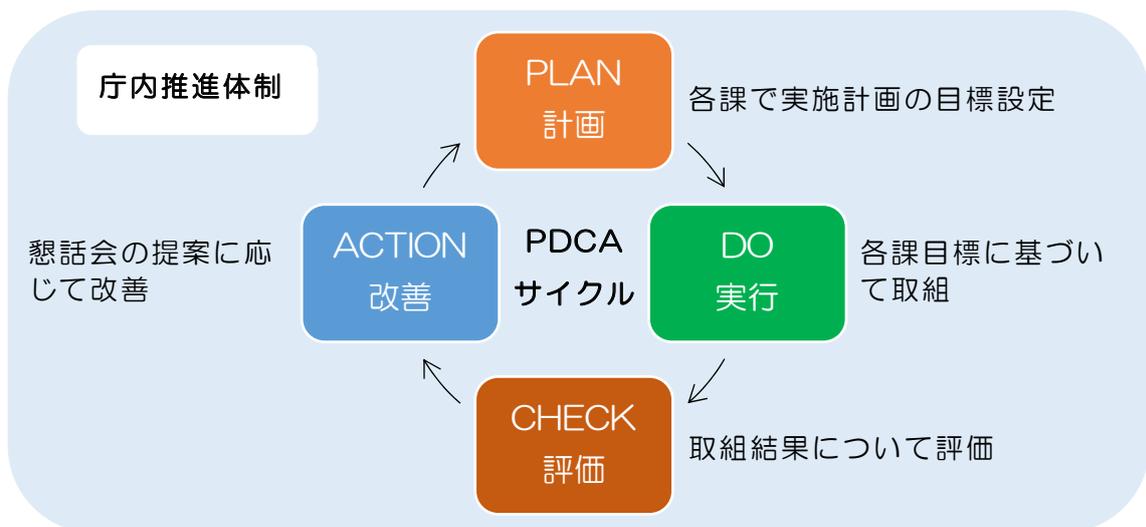
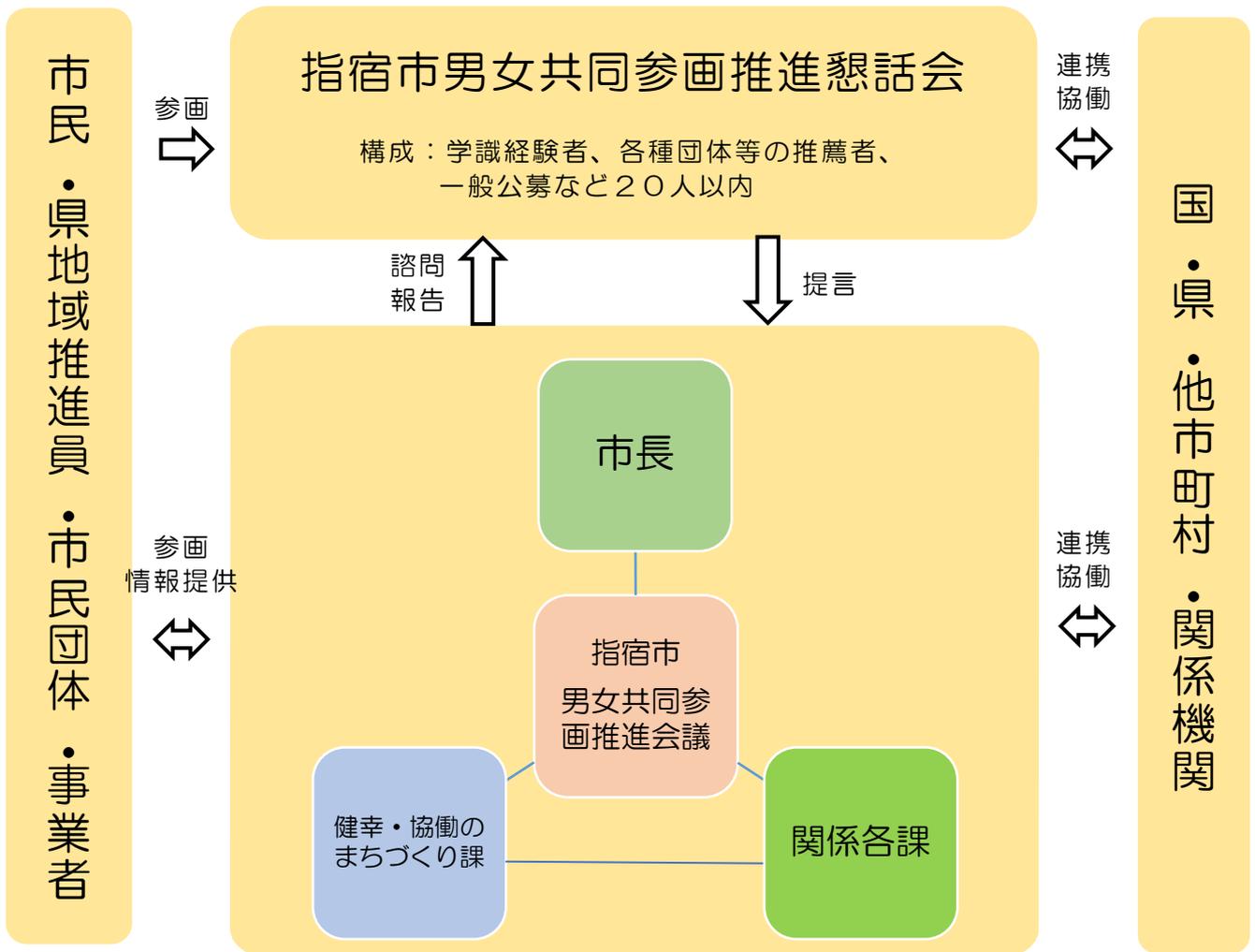
男女共同参画の推進に関する施策について、計画的かつ効果的に取り組むため指宿市男女共同参画推進会議において、関係部局間及び関係機関との連絡調整を行い、施策の推進に必要な調査審議を行います。

また、計画に基づく関連施策の実施にあたって、「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう施策の進行管理を徹底します。その実施状況については、毎年公表します。

5 計画の評価及び施策への確実な反映

計画に基づいた関連施策の実施状況について、総合的な評価の仕組みを確立し、その評価結果を施策に確実に反映させます。

指宿市男女共同参画基本計画推進体制



1 用語解説

2 関係法令

- 男女共同参画社会基本法
- 鹿児島県男女共同参画推進条例
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

1 用語解説

※1 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

※2 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること

※3 配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律(平成13年10月13日施行)

※4 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと

※5 SDGs/Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに達成をめざす国際社会全体の開発目標です。「誰一人取り残さない」という基本理念を掲げ、貧困や教育、環境など17分野にわたる目標と169のターゲットから構成されています。

※6 女子差別撤廃条約

正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。昭和54年(1979年)の国連総会で採択されたもので、政治・経済・社会・文化等あらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、男女平等の実現をうたっている。日本ではこれに合わせ、国籍法の改正、男女雇用機会均等法、教育における男女平等など国内法や制度を整え、昭和60年(1985年)に批准している。

※7 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律(昭和61年4月1日施行)

※8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと

※9 エンパワーメント

よりよい社会へと変えていく力、責任を持った主体として社会を築いていく力を身につけること

一方、「エンパワメント」は、誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるよう社会の在り方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること

※10 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分の役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）

※11 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

※12 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと

※13 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

※14 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルスとは、女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態をいい、いつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子供が健康に育つこと、また、これらに関連して思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じて性と生殖に関する課題が含まれる。このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。

※15 配偶者等からの暴力(DV-ドメスティック・バイオレンス、デートDV)

婚姻しているかいないかにかかわらず、親密な関係にある夫婦や恋人間で行われる暴力のこと。一般的には男性から女性への暴力のこと。暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などによる精神的暴力、行動の束縛や性的暴力など多岐にわたる。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行

 **※16 セクシュアル・ハラスメント**

相手の意に反する性的な言動により、その言葉を受けた者の日常生活や正常な能力の発揮などを妨げること、又はその者の対応の仕方によって、その者に対して不利益を与えること

 **※17 新たな地域コミュニティ組織**

一定の区域内の自治会が核となり、各種地域団体や企業、NPO 等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、地域課題解決に取り組む自律的な地域運営の組織

 **※18 家族経営協定**

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐をもって経営に参画できる魅力的な経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの

2 関係法令

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日公布
平成 11 年法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

鹿児島県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 21 日
平成 13 年鹿児島県条例第 56 号

目次

- 前文
- 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）
- 第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第 9 条）
- 第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 10 条—第 16 条）
- 第 4 章 鹿児島県男女共同参画審議会（第 17 条—第 24 条）
- 附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまで、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなけ

ればならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。
(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民党の申し出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。
- (組織)
- 第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。
- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- (委員の任期)
- 第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- (会長及び副会長)
- 第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (専門部会)
- 第22条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。
- (庶務)
- 第23条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。
- (委任)
- 第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則(平成21年3月27日条例第14号)抄 (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第17号)抄 (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日公布
平成 27 年法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
 - 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
 - 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
 - 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
 - 第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
 - 第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下

- 「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第6条 都道府県は、基本方針を勧告して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勧告して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧告して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)
- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)
- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。
(基準に適合する認定一般事業主の認定)
- 第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(特例認定一般事業主の特例等)
- 第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。
(特例認定一般事業主の表示等)
- 第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。
(特例認定一般事業主の認定の取消し)
- 第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。
- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)
- 第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表し

なければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
 - 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
 - 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
 - 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
（秘密保持義務）
- 第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
- 第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

- 第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
（公表）
- 第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
（権限の委任）
- 第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
（政令への委任）
- 第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

- 第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- 第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - (2) 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
 - (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者
- 第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 10 条第 2 項（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - (2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - (4) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏

らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法24・旧第33条線下、1部改正)

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第174号で令和4年4月1日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日
平成 13 年法律第 31 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 3 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及

び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び1時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の1時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第 7 条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 3 条第 3 項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第 8 条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第 8 条の 2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第 8 条の 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第 4 章 保護命令

（保護命令）

第 10 条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12 条第 1 項第 2 号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第 3 号及び第 4 号並びに第 18 条第 1 項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第 2 号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して 6 月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して 2 月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときはまたは住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ二第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）
- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）
- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（保護命令の申立てについての決定等）
- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判

所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に 10 分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う 1 時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
 （国の負担及び補助）
- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用

については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

附 則 (令和元年 6 月 26 日法律第 46 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第 4 条 前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(検討等)

第 8 条 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



第3次指宿市男女共同参画基本計画

(2022～2031)

編集・発行 令和4年3月

指宿市 総務部 健幸・協働のまちづくり課

〒891-0497

鹿児島県指宿市十町 2424 番地

TEL : 0993-22-2111 (代表)

FAX : 0993-23-1004

HP : <http://www.city.ibusuki.lg.jp/>
